

バジヨット『イギリス国制論』における信従の概念 について

関口, 正司
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7600>

出版情報：法政研究. 72 (4), pp.31-93, 2006-03-23. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



バジヨット『イギリス国制論』における信従の概念について

関 口 正 司

はじめに

第一節 ハノーヴァー王朝成立時の世論・信従・国制上の権力配分

第二節 『イギリス国制論』における二系列の信従

第三節 第二次選挙法改正後のイギリス国制

おわりに

はじめに

——しかし、幻想は有益ではあるとしても、それでもやはり幻想である。(バジヨット)⁽¹⁾——

一八六五年、ウォルター・バジヨット(一八二六年—七七年)は、「内閣」と題した論文を雑誌『フォートナイト・リー・レビュー』に発表した。この論文は、彼が後に連続的に発表した諸論文とともに一冊の書物にまとめられ、『イギリス国制論』(*The English Constitution*)として一八六七年に公刊された。⁽²⁾

バジヨットの『イギリス国制論』は、執筆当時のイギリスの歴史的文脈から大きく隔てられた現代においても、われわれの政治的思考を刺激するものとして評価されることが少なくない。とりわけ、バジヨットがイギリス国制の「尊嚴的部分 (the dignified parts)」について展開している考察は、政治が目的に適合した手段の選択と行使という意味での合理性に即した営為に尽きるものではなく、伝統や象徴が政治において重要な役割を果たしていることを明らかにした点において、今日に至るまで一般的に高く評価されてきている。⁽³⁾ 政治に対するバジヨットのこうした視角は、さらに、二〇世紀の政治学を先取りするものと位置づけられることすらある。たとえば、デイヴィッド・イーストンは、規範的で抽象的な傾向の強かった自由主義の現実主義化をめざしてバジヨットが実証主義的方法論を採用し、その結果としてモスカやパレットの先駆となるエリート理論を提示したことを指摘した。⁽⁴⁾ また、丸山真男によれば、バジヨットは大衆民主主義が本格化する時代における政治学の方法論的転換の先駆者であった。⁽⁵⁾

しかし、このような評価や位置づけは、そうした評価や位置づけを行なった二〇世紀後半以降の政治学の関心や特徴を考える上では興味深く示唆に富むとしても、⁽⁶⁾ バジヨットの政治思想それ自体の理解という点では、新たな知見を与えないものではない。また、二〇世紀以降の大衆民主主義における、エリート政治指導や大衆の非合理的な感情や行動様式

を一義的関心とする限りでは、大衆民主主義以前にエリートの政治指導や大衆の非合理的な感情や行動様式に注目したバジヨットは、先駆者としては評価できても、やはり大衆民主主義以前の過去の理論家ではないであろう。⁷⁾バジヨットが一般的に高く評価されているのに比してバジヨット研究が意外に少ない理由の一つは（唯一の理由ではないとしても）、逆説的にも、先駆者という位置づけの持った説得力にあつたように思われる。

とはいえ、こうした評価や位置づけの功罪を論じることは、本稿の目的ではない。ここでめざされるのは、バジヨットの政治思想それ自体の理解に資するために、僅かではあれ、新たな知見を付け加えることである。より具体的に言えば、イギリス国制をめぐるバジヨットの考察において枢要な役割を演じている信従（deference）の概念を説明し、その成果を、『イギリス国制論』を適切に理解するための不可欠の手掛かりとして提示することが、本稿の目的である。

管見の限りでは、従来のバジヨット研究は、信従概念の解明という点で不十分な状態にあるように見受けられる。バジヨットの信従概念に関する従来の解釈は、二つの類型に大別できるであろう。一つは一元的解釈とも呼べるものであり、大半のバジヨット論考に共通する見方である。この解釈では、イギリス国民は信従心のある国民であるという、バジヨットによる一般的特徴づけを前提にしながら、大衆全般の信従が、「尊厳的部分」の大衆統合の機能、とりわけ君主から発出する壮麗な劇場的眩惑効果による大衆統合の機能との関連で注目される。そのため、統合の対象となる大衆は、選挙権を持たない下層の労働者と同一視され、有権者であるミドルクラスの上層階級に対する信従についてのバジヨットの議論は看過されがちである。あるいは、有権者層の信従に言及されるとしても、非有権者層の信従と有権者層の信従とを明確に区別しているバジヨットの視点は重視されない。⁸⁾

もう一つは、近年に至つてようやく提起されるようになったものである。二元的解釈とも呼べるこの解釈は、バジヨットが最下層階級の信従と有権者層の信従とを明確に区別している点を強調する。この見方には、これら二つの系列の信従には三つの相異点がある、ということが含意されている。すなわち、信従の主体の相異（一方が最下層階級、

他方がミドルクラス)、信従の対象の相異(一方が主に君主、他方が貴族)、信従の契機や態様の相異(一方が宗教的性を帯びた崇敬、他方が富と地位に対する尊敬)という三点である。この解釈は、一元的解釈が陥っている過度の単純化を免れバジヨット理解を深める道筋を開拓している点で高く評価できる。とはいえ、これら二系列の信従については、さらに問われるべき問題が残されていることもたしかである。第一に、バジヨット本人は二系列の信従を右の三点で相異しているがゆえに区別したのか、それとも、何か別のより基本的な判別基準があったのかである。第二に、なぜバジヨットが、二系列の信従の相異に留意しながらも、それぞれが生じてくる源泉(君主と貴族)を「尊厳的部分」として一括しているのか、という問題である。

これら二つの問題を解明し、バジヨットの信従概念に関する二元的解釈をさらに発展させることが、本稿で取り組もうとする課題である。まず、二つの問題の解明に共通する手掛かりとして強調すべき点がある。それは、バジヨットが徹頭徹尾、実践的な関心から二系列の信従を考えていた点である。言いかえれば、バジヨットは、政治的資源として使いこなすという意図で、実践的効用の観点から二系列の信従に注目していたということである。本稿では、この点をふまえて、第一の問題については、バジヨットが二系列の信従の区別に際して、信従の主体・対象・契機や態様についての相異点ではなく、別のより基本的な観点を採用していたことを明らかにしたい。非熟練労働者からなる最下層階級と、有権者層の大半を占めるミドルクラスとの本質的相異点とバジヨットが考えたのは、有権者として国政に参加することを認容できるか否かであった。バジヨットが最下層階級への選挙権付与に強く反対したのは、彼らが政治的意見を形成する能力を持たず世論形成に全く貢献できないという理由によっていた。こうした能力の有無が、最下層階級の信従とミドルクラスの信従とをバジヨットが別個に扱う大前提だったのであり、この大前提にもとづいてそれぞれの系列における信従の実践的効用が注目されていたのである。

第二の問題の解明については、従来のバジヨット研究において言及されることのなかった点を重要な手掛かりとして

強調したい。その手掛かりとは、イギリス国制の歴史に関するバジヨットの考察である。¹⁰バジヨットが、『イギリス国制論』において、二系列の信従を生じさせる源泉をとくに区別せずに「尊嚴的部分」として一括して扱った直接的理由は、国制の考察においては権威の行使とともに権威の確保にも注目する必要があるという、『イギリス国制論』の基本的主張に求めることができるであろう。その見地からバジヨットは、イギリス国民の信従心が総じてイギリス固有の歴史や伝統を背景としながら定着し、政治的に有効に機能しているという一般的な観察を提示したのである。しかし、本稿で力説したいのは、こうした観察を可能とした事情である。実のところ、イギリス史において、君主に対する信従と貴族などの上層階級に対する信従とが必ずしもこのように調和的ではなかった時期があったことをバジヨットは認めている。その時期とは、一八世紀初頭のハノーヴァー王朝成立前後であった。この時期には、スチュアート家に対するジャコバイト的忠誠と上層階級への信従とが相剋し、国民的決定へと導く信従が機能不全寸前の状態にあった、とバジヨットは見ている。要するに、『イギリス国制論』において二系列の信従の源泉を「尊嚴的部分」としてバジヨットが一括して扱うことができたのは、二系列の信従が幸いにも調和的に機能しているという、バジヨットの実践的観点からして望ましい特殊事情が一八六〇年代中頃にあったためであった。

本稿で取り組もうとする二つの問題に対し右で暫定的に示した解答は、バジヨット解釈をいたずらに複雑化することを意図しているわけではない。その狙いはむしろ、きわめて複雑に入り組んだバジヨットの議論を簡明に整理するのに役立つことにある。バジヨットに限られたことではないとはいえ、とりわけバジヨットは、歴史的社会的背景を共有していない読者（われわれ）にとって懇切丁寧な著作家とは言い難い。バジヨットは、自らの用いる語句や概念をことさら厳密に定義することを、術学的な姿勢として意識的に回避する姿勢をとっており、¹¹そのため、彼が用いている語句や概念はきわめて文脈依存的である。たとえば、信従の主体を指すものとしてバジヨットがしばしば用いている「国民の大多数 (the mass of the nation)」という語句の指示対象は、議論の文脈に応じて大きく伸縮している。その典型的

な例は、『イギリス国制論』第七章「内閣政治の前提諸条件、および、イギリスにおけるそれら諸条件の特殊形態」の信従に関する論述に見出される。断片的な形では多くのバジヨット論考で言及されているこの箇所は、全体として見ると、「国民の大多数」という語句の指示対象がめまぐるしく変化しているために、錯綜した内容となっている。『イギリス国制論』の中で最も難解とすら言えるこの箇所の読解には、バジヨットが世論形成と国民的決定に関与する能力の有無を、最下層階級の信従とミドルクラスの信従とを別個に扱う際の大前提としていたという、本稿で示そうとする知見が不可欠だと言えよう。

他方、本稿におけるもう一つの強調点——二系列の信従が調和的に機能しているという「尊嚴的部分」に関するバジヨットの診断が、一八六〇年代中頃の特種事情に依存していること——は、『イギリス国制論』公刊時の一八六七年に成立した第二次選挙法改正以後のイギリス国制に関するバジヨットの見通しと課題把握の方向を理解する手掛かりとしても役立つ。バジヨットは『イギリス国制論』第二版序文（一八七二年）において、この見通しとともに、第二次選挙法改正による非熟練労働者階級への選挙権拡大を憂慮すべき事態と受け止め、善後策を論じているが、その中で彼は、最下層階級の君主に対する信従に言及することなく、上層階級の政治指導の強化に集中している。その理由は、もはや二系列の信従の調和的な機能を強調できた六〇年代中頃の状況という前提から議論を進めることはできない、というバジヨットの自覚に求めることができるであろう。

さて、本稿における議論の手順を示しておこう。第一節では、一八世紀初頭のイギリス国制に関するバジヨットの分析を検討する。この時期の国制については『イギリス国制論』でも言及されているが、『イギリス国制論』に先だつて一八六〇年に発表された論文「改革以前の議会の歴史とその教訓」において、いっそう詳細な議論が行なわれている。¹² スチュアート家末裔のアン女王からハノーヴァー家のジョージ一世への王朝交替が生じた時期を分析対象としたこの論文は、一八世紀初頭の国制の分析と一八六〇年代中葉における国制の分析の双方にバジヨットが用いている理論的枠組

をいわば立体的に理解するのに役立つ。第二節では、こうした理解を活用して、『イギリス国制論』における複雑に入り組んだ議論を解きほぐす作業が行なわれる。第三節では、『イギリス国制論』でバジョットが用いていた理論枠組の特徴をふまえながら、第二次選挙法改正の政治の変容に関するバジョットの見通しと、その見通しにもとづいて提示されている善後策について検討する。これら三つの節の考察全体を通じて、二系列の信従の判別基準は何か、および、二系列の信従が「尊厳的部分」の効果として一括して扱われている理由は何か、という二つの問題に対する本稿の解答が具体的に裏づけられるであろう。

第一節 ハノーヴァー王朝成立時の世論・信従・国制上の権力配分

「改革以前の議会の歴史とその教訓」（一八六〇年）という論文の主目的は、そのタイトルが示唆しているように、一八三二年の議会改革以前の歴史から、来るべき新たな議会改革に関する「教訓」を得ることであった。もちろん、その際、バジョットが教訓の源泉となる歴史的経験に対して何らの予断なく白紙の状態で臨んでいた、と想定することは難しい。むしろ、強い実践的関心と不可分のイギリス国制に関する現状認識を前提に過去へと接近し、さらにそうした形での歴史理解によって現状認識を補強するという、認識上の循環が生じていたと推測する方が自然であろう。しかしそれは、過去と現在に関する彼の記述の客観的妥当性を問う際には困難な問題を生じさせるかもしれないが、¹⁾ 実践的関心と一体化している彼の主観的状況認識を理解する際の難点ではない。かえってそれは、バジョットが現在と過去の間を往復しつつ両者の異同を理解する際に用いていた枠組を、われわれの側で立体的に把握するのに有利な事情と言うべきであろう。

「改革以前の議会の歴史とその教訓」において注目されるのは、世論形成と国民的決定に対する諸階級の関与の態様、

複数の信従の系列、国制上の権力配分という三つの論点が、相互に関連づけられて取り上げられていることである。各論点とそれらの相互連関に関するバジヨットの考察は、『イギリス国制論』の理論的骨格に活かされることにもなる。このことを念頭に置きながら、以下では、各論点をめぐるバジヨットの論述について、順を追って検討することにしよ
う。

(1) 世論形成と国民的決定に対する諸階級の関与の態様

バジヨットは、一八三二年以前の約一〇〇年間における都市選挙区や県選挙区の特徴について分析を行なった上で、その結果を次のように総括している。

庶民院議員の大半の支配的多数は、ある仕方、あるいは別の仕方、貴族やジェントルマンによって指名されていた。民衆的な選挙区の構成員によって選出されていたのは、少数の一部分だけである。庶民院の多数部分は、ある特定の階級の見解と感情を代表していた。少数部分だけが、他のすべての諸階級の代表を選出していると考えてよい選挙区の構成員によって選出されていたのである。⁽²⁾

バジヨットによれば、三二年改革以前の選挙区からは選挙区売買人や腐敗選挙区が連想されがちであるが、右の結論から言えることは、むしろ、選出される代表が、多くの場合、ごく少数の限定された選挙民からなる「精選選挙区 (select constituencies)」の代表であったということである。⁽³⁾ 言いかえれば、選挙区は「個人所有の選挙区であり、本当のところは上層階級選挙区であった。それらは、国民の大多数 (the mass of the nation) よりも大きな富を持ち、

より高い教育を受け、おそらくはそれゆえに、より大きな政治的能力を持つ人々を代表にするものであった⁽⁴⁾。こうした仕組は、一見したところ、国民全般の意見を代表する仕組ではないかのように見える。しかし、バジヨットは、この見方をはつきりと否定する。彼によれば、国民の意見の代表という「代議政治の第一の大きな特質においては、それが登場してずっと後になるまで、後に具体的に示す一つか二つの例外はあるにせよ、かなり良好に機能していた、と大胆に言ってもよい」⁽⁵⁾のである。

この断定の前提には、現代の一般的理解とはかなり異なつた世論の概念がある。そのことは、次のような議論にうかがうことができる。

代議制度の第一の要件とは、代表者集団が国民の真の世論 (the real public opinion of the nation) を代表することである。これは、一部の人々が想像するほど容易な事柄ではない。世論を持たない国民も存在するのである。それを持つには、学術的な論者ならば判断、調整作用 (co-ordination of judgement) とでも呼ぶであろうものが必要である。一部の人々が他の人々よりも賢明である、と承認されなければならない。あらゆる地方に、他の人々よりも良識があり、教化された知性を持ち、教養ある判断をしていると、隣人たちの判断によつて一般的に認められている人々が存在しなければならない。そうした人々の意見が、自然的に、あるいは不可避免的に、また事実においても、一致するというわけではない。逆に、彼らはつねに見解を異にするだろう。大きな問題は国民を分かち、大きな党派が形成される。しかし、世論を持つことのできる国民の特徴は、そうした党派が組織されていることである。それぞれには指導者がおり、それぞれには、尊敬される (looked up) 人々と彼らを尊敬する (look up) 多数者がいる。党派の意見は少数者によつて形成され、それが多数者によつて批判され受容される。まさにこの適切な意味における真の世論が可能であり続けてきたことが、イギリス史の特異性である。イギリスの政治社会には、構

造が存在してきた。すべての人が自分自身の眼力を使って歩んできたわけではない。教育の少ない人々は、自分たちが教育の多い人々と対等者だとは思ってこなかった。多数者は、自らの判断を少数者の判断に従わせてきた。彼らは盲目的にそうしたわけではない。なぜなら、われわれのまさに空気中には、討論の精神がつねに存在してきたからである。それでも彼らはそうした。意見はつねに、上層階級から下層階級に向けて決定された (*settled down*)。国民が決定を求められたときはいつでも、そのような仕方でも、真に国民的な決定 (*a decision that is truly national*) が形成されてきたのである。⁽⁶⁾

この一節は、バジヨットの世論の概念が、現代の世論調査における「世論」によって意味されがちであるような、個人の選好のたんなる集積とは大いに異なるものであることを示唆している。バジヨットの考える世論は、後に取り上げる彼の幾つかの言明とも合わせて考えるならば、規範的性格を帯びていると言える。たしかに、バジヨットの場合、あるべき世論について、ア・プリアリな抽象的概念から演繹的な推論を展開しているわけではない。とはいえ、彼の考えでは、あるべき世論の姿は、イギリスの歴史的経験の中に歴然とした事実として示されている。この観察にもとづいて、真の世論は当該国民における秩序の維持・所有の保全・自由の確保など、決定的な重要性を帯びた共通の事柄に関する妥当な見解でなければならない、という規範的な要請が生じてくる。⁽⁷⁾ 「判断の調整作用」という指導と信従のプロセスが個々の具体的な状況において必要不可欠とならざるをえないのは、この規範的な要請に応え真の世論に到達する必要があるためである。このように、あるべき世論という規範的な見方があるために、指導的立場にある賢明な人々への国民全般の信従という構図が現われてくるのである。⁽⁸⁾

(2) 二系列の信従の相剋

バジヨットによれば、イギリス国制は、一八世紀の大半の時期においては、多数者が少数者に信従する中で形成された世論を適切に反映する機能を果たしていた。しかし、この点で機能不全寸前となった例外的時期もあった、とバジヨットは注意を喚起している。それは、スチュアート家からハノーヴァー家への王朝交替の時期である。

……一八世紀初期のイギリス政治は、世襲的で立憲的な統治の根幹に対する、おそらくはこの上ない厳しい試練に直面していた。すなわち、それぞれが一つの原理を體現する二派の王位主張者間における抗争である。われわれは、勝利した側の主張はよく知っているが、しかし、敗北した側の道徳的強みはほとんど覚えていない。ジャコバイトの信条には、イギリス的性格の支配的諸原理に訴えるものが多くあった。すなわち、議論の余地が残る政策上の考慮にもとづいてではなく、血統についての確証可能な主張にもとづいて王位を要求する世襲的な家系、というものである。この要求は、思弁ではなく事実を體現するものであり、時効という点で有力であり、他のほとんどすべての制度も時効的性格を有しているような国に調和するものであった。それは、時効による主張が必ずや持つような秩序の維持と所有の安全との連想を自らの味方につけていた。それは、可視的な世界が大半を支配しているような国民においてははつねにきわめて強力である保守的本能に訴えるものであった。それは、忠誠本能に訴えたのであり、そうした本能は、強力ではあるが隠されている想像力が奥深く作用するような国民に対して多大な影響力を有しているのである。こうした家系は、イギリスの民衆的愛着に対して並はずれた支配力を持ったはずである。そうであったことを歴史は証明しており、彼ら〔スチュアート家〕は、たんに、家系的遺伝であるように思われる行動上の無能力と判断における独特の歪みによってイギリスを失ったにすぎないのである。⁽⁹⁾

スチュアート家の支持勢力は、「民衆的愛着」ゆえに国民の中でかなりの広がりをもっていた、とバジヨットは指摘する。下層ジェントリ (inferior gentry) は「半ばジャコバイト」であつたし、農村地域の国教会聖職者は「半ば以上のジャコバイト」であつた。⁽¹⁰⁾ さらにバジヨットは、次のように観察を続けている。

国民の中の下層階級は——反教皇支配という反感を別とすれば——おそらくは、ハノーヴァー家よりもスチュアート家に傾いていただろう。正統性は大衆受けのする資格であり、忠誠は心の琴線に触れるものであつた。一人の君主による支配はわかりやすいものであり、無教養な人間でも理解することができ、実際に理解している。しかし、議会による支配や国制の観念は、理解が難しい。下層の人々は、そうしたものを理解し把握することはほとんどないのである。⁽¹¹⁾

君主支配のわかりやすさに関するここでの指摘は、『イギリス国制論』における「尊嚴的部分」論を先取りするトーンで行なわれている点が注目される。

他方、ハノーヴァー家支持勢力として、バジヨットは二つの階級を挙げている。一つは貴族や上層ジェントリであり、もう一つは「商業階級——当時のトーリー派大地主が〈公債所有者 fundholders〉と呼び、そのようなものと思ひ込んでいたもの⁽¹²⁾」である。したがって、王朝交替をめぐる対立図式は、一方が下層ジェントリと国教会聖職者、他方は貴族と上層ジェントリおよび商業階級ということになる。

バジヨットの分析によれば、こうした対立図式の中で、ハノーヴァー王朝の下での立憲的統治という国民的決定へと最終的にたどり着くことを促したのは、上層ジェントリや貴族に対する下層ジェントリと国教会聖職者の信従であつた。王位継承という争点では両者の感情は大きく異なっていたものの、こうした信従のために、下層ジェントリや国教会

聖職者におけるスチュアート家支持の姿勢は、王朝交替という最終的な国民的決定そのものを覆すほどの力強いものにならなかつたのである。これについて、バジヨットは次のように説明している。

国民を構成している諸階級がこれほどまでに分裂し、国の統治の原理と性格自体が論争になつてゐる場合、国民の真の意思に表現を与えるためには、きわめて特異な議会的国制が必要であつた。一体全体、国の意思とは何だつたのか、と言われるであろう。これまで具体的に示してきた諸階級は見解が一致しておらず、いずれの階級も自分たちに反対する階級の意見に従うことに公然と明確に同意しようとはしていなかつた。大地主は、公債所有者が自分より賢明であるなどと断じて認めようとはしなかつたし、公債所有者も、大地主の意向に最小限の信従 (deference) すら示そうとはしなかつた。一方が意見を持つてゐるという事実は、むしろ、他方がその意見を採用することの妨げとなりがちであつた。それでは、どのようにして、国民的決定 (a national decision)、真に国民的な決定 (a truly national decision) は可能だつたのか。それは次のようにして可能となつたのである。反対派諸階級——農村地域のジェントリと農村地域の聖職者——というようにジャコバイト主義と極端なトーリー主義が最大の影響力を持った人々を呼ぶことができるだろうが、こうした人々は、上層ジェントリと貴族に対して、信従心 (deference) と尊敬心 (homage) を持ち、また、ある程度は信賴もしていたのである。彼らは、上層ジェントリと貴族の下で暮らしその領地の近くで生を享けたのであり、上層ジェントリと貴族は、彼らの属する社会全体の疑問の余地のない指導者 (heads) であつた。このことは、政治的主題についてはとくに当てはまることであつた。粗野な偏見はもちろん存在したし、「領主様 (my lord)」は、いつでも好かれていたわけではない。とはいえ、下層のジェントリよりも、彼の方が世界をよく知つており、よりよい情報を手元に持ち、当時としてはまれであつた旅行や教育の機会を享受していると、実感せざるをえなかつた。彼は、彼らが持つてゐる判断の手段を持つとともに

に、また、それ以外も持っていたのである。⁽¹³⁾

このように、王位継承という争点は、二つの系列の信従（一方におけるスチュアート家への信従、他方における上層階級への信従）が、いずれの信従の主体でもある下層ジェントリと国教会聖職者の内面において相剋するという、興味深い事例を提供することになった。これは、国民の一部分において信従の二つの対象が両立不可能となることで、国民的決定へと誘導する信従が機能不全となりかねない危機的事態であったが、かろうじて上層ジェントリや貴族への信従がスチュアート家への信従を凌駕することで、この事態は克服されたのであった。

(3) 信従と国制上の権力配分との関係

ただし、バジヨットはこの観察に対して重要な留保を付している。彼によれば、上層ジェントリや貴族に対する下層ジェントリや国教会聖職者の信従が機能するには、国制が一定の条件を満たしている必要があった。それは、国制が当時そうであったような国制（「きわめて特異な議会的国制」）であることを必要とした。別の国制では、この信従は機能しなかつたであろう、とバジヨットは考えるのである。このことを説明するために、彼は民主的な選挙の仕組みを採用した国制という仮想例を提示している。バジヨットによれば、この思考実験から引き出される結論は、下層ジェントリや聖職者たちの専制となったであろう、ということである。

直ちに言えることであるが、民主的な選挙権の仕組みは、いかなるものにせよ、そうした目的（国民的決定への到達とい目的）には不適切であつたらう。それによって権力を手中にする階級は下層階級であり、彼らに、自由の原理

を理解できる知性があると期待することはできなかつたし、事実、そのようなものはなかつた。普通選挙権らしきものは、何であれ、農村地域の聖職者と小規模地主の影響力を巨大に増加させることだつたであろう。これら二つの階級は農村地域の住人であり、最下層階級に知られており、最下層階級が持つ機会のあるその時々利益すべてを分配し、最下層階級が被る危険のあるローカルな法律における軽微な刑罰すべてを宣告していたから、農村地域の住民たちに優越的な影響力を持たざるをえなかつた。彼らは、散在する村や小集落からスチュアート王朝に賛成する大量の投票者を引き連れてきたであろう。こうした人々は論争を決する利点について何も知らないし、立憲的統治の意味そのものについて全く無知であり、議会の性質や構造そのものについて何も説明できない人々であつた。しかし彼らは、自分が唯一知っている教育ある人々、彼らが見たことのある唯一の影響力ある人々——自分の村の教区牧師や自分の村の地主——がしていることを、自分たちもするように告げられたのだ、ということにはわかるのである。われわれは、現在のフランスに見られる事態を、その当時のイギリスに見たことであろう。教育のない多数者が自らの決定を宣言し、国はそれを承認することを強いられ、法はそれを施行することを強制されたであろう。われわれが現有している国制の下で暮らす代わりに、農村地域の住民の優越的な投票によって承認された——いや、ほとんどその一致した投票によって承認されたと言えらうが——ジャコバイト専制（a Jacobite despotism）の下で暮らしたかもしれないし、おそらくそうだつたであろう。¹⁴

この仮想例では、「小規模地主」である下層ジェントリ、および聖職者は、「農村地域の住民たち」すなわち最下層階級に対して強大な影響力を持っており、最下層階級の信従を獲得している。しかし、上層ジェントリや貴族に対する下層ジェントリや聖職者たちの信従は機能しない。その理由は、バジヨットによれば、信従する側に不相応に大きな権力が配分される場合、彼らは自らの見解を優先させようとすることにある。

しかし、農村地域の聖職者や小地主が上層ジェントリに対して抱いていた信従 (deference) の念が、こうした結果を妨げたであろう、という反論があるかもしれない。彼らは法によって、国民の運命に影響を与え国の国制を決定する権力を持ったとしても、実際にはそうしなかつたであろうし、自分自身の判断を放棄して、自分たちの上位者であるを知っておりそのことを認めてもいる階級の意見に導かれたであろう、と言われるかもしれない。しかし、経験が示しているところによれば、これは誤りであり、こうした考えをする人は人間本性のきわめて重要な部分について誤った見方をしているのである。無統制の権力、実際の本物の目に見え感じ取れる権力を人々に与えるならば、彼らは自分の意向に従ってそれを行使しようとする。もちろんこのことは、意向というものを持っている階級についてのみ当てはまることではある。たとえば、無知な小農民はそうしたものを持っていない。彼らに名目的な政治権力を与えても、彼らが理解したり、価値を認めたり、使用できるいかなるものも与えたことにはならない。それは、彼らにとって実際の権力ではなく、彼らの手中にあつては権力の実効性を全く持たない。それは、あらかじめ考えられた帰結を得るために使うことのできない道具となり、それを用いているときでも自分たちが何をしているのかがわからない。それは、彼らが尊び、使用し、享受することのできるものではないのである。しかし、ジェントリや聖職者といったある程度の教育を受けた階級は、こうした状態にはない。こうした階級は自らの見解、意見、願望を持っている。彼らの見解は狭隘で、意見は誤っており、願望は愚かであるかもしれないが、しかし、彼らはそれらを持つてはいるのである。彼らはそれらに執着している。もし、権力が彼らの手中に委ねられるならば、彼らは権力を実際に行使しようとする。彼らに支配的な権力を与えていなかった国制の下では、トーリー派の地主やトーリー派の聖職者は、彼らの漠然とした意見や浮動的な偏好を放棄する用意があつた。しかし、もし彼らに国制上の権威と立法上の全能性が付与されていたら、彼らはそうした意見や偏好をけつして放棄しようとはしなかつたであろうし、放棄できるなどと思ひもしなかつたであろう。彼らはそれらを密度のある信条へと固めて、ス

チュアート家の専制の下で実現しようと努めたであろう。¹⁵⁾

こうした考察からバジヨットは、普通選挙権やそれに準ずる選挙の仕組であったならば、「ハノーヴァー家の維持とイギリスの自由の保障は確保されなかつたであろうことは確実である」と断定するのである。¹⁶⁾

他方、スチュアート家支持者に専制的権力を与えたであろう普通選挙権の仕組ではなく、逆に、上層階級の側に有利な選挙の仕組であったならばどうなっていただろうか。そうした仕組は、ハノーヴァー家支持という彼らの見解が国民的決定に反映されることを助長したのではないか。バジヨットはこの可能性を否定する。彼によれば、全国共通で一定額の高額納税者にだけ選挙権を付与したとしても、国民の見解を一つにまとめることは不可能であったと見なければならぬ。なぜなら、下層ジェントリや聖職者は、上層階級には信従していたものの、もう一つのハノーヴァー家支持勢力である商業階級に対しては強く反発していたからである。高額納税者に画一的に選挙権を付与する仕組は、そうした商業階級の露骨な優位をもたらすものに他ならない。

さらにまた、国が受容できるような、普通選挙権ではないが画一的選挙権の仕組でも、当時においては、国の意思に真の表現を与えることにはならなかつたであろうことも確実である。すでに説明したように、国の現実の意見は、富裕な商業階級の意見に合致していた。彼らはハノーヴァー家を熱心に支持しており、国民も、熱心ではないにせよ、支持はしていた。大規模な都市選挙区に敷居の高い画一的な資格を設定し、相当数の議席をそうした大規模都市選挙区に割り当てたならば、それによって国民の決定に実質的に合致した意見を持つ議会を確保することは、困難であるにせよ、可能ではあつただらう。困難であつただらうというのは、当時は大都市が少なく散在していたからである。現在では大都市が密集しているイングランド北部は、当時は現在と比べても、さらに、当時の南部の大

部分と比べても、貧しい地方であつた。さらに、先述の仕組によって、国民の主導的權威を大都市の手中に、また、そうした都市の富裕者の手中に与えることも可能だつたであろう。しかし実際には、そうした国制は持ちこたえなかつたであろう。トリー派のジェントルマンは、「公債所有者」や工場主の軛の下に置かれることに我慢しなかつたであろう。聖職者は、非国教徒が最大の拠点としおそくは支配的な影響力を持つてゐるような階級に従属することに我慢しなかつたであろう。国を町や都市の商業階級の支配の下に置くことは、王朝自体の交替以上に大きな革命であつたであろう。それは、国民全般の偏見に衝撃を与えたであろうし、他ならぬ商業階級自体、夢にも思わなかつたことであろう。⁽¹⁷⁾

民主的な選挙の仕組では、ジャコバイト専制をもたらしてしまふ。他方、財産資格を画一的に高い水準に設定すると、それによつて政治的に突出することになる商業階級への下層ジェントリや国教会聖職者の反発を引き起こしてしまふ。とすれば、望ましい仕組は、民主的な選挙の仕組を採用せず、有権者資格を画一的に設定せず、かつまた、商業階級に優位を与えずに上層階級にのみ実質的権力を与えるような仕組であろう。まさにこれこそが、当時において実際に採用されていたのだとバジョットは指摘する。

実際に採用された仕組は、これらの欠陥を除去するものであつた。その特有の性格は、上層ジェントリと貴族の手中に優越的な力を与えていた。小規模な都市選挙区は、一種の自然的必然により、彼らの手中に渡つており、県選挙区における彼らの影響力も、圧倒的ではないにせよ優越的であつた。すでに説明したように、この階級は国民から最も信頼されている階級であり、最大の政治的知性を持つと一般に信じられ、彼らの意見は、事実上すべての最も知的な諸階級の意見と一致してゐた。……したがつて前世紀の前半には、代表の古い仕組は、このようにして影

響力のある特定階級の手中に国家における優越的権威を与えることによって、より拡大された民衆的な仕組以上に、国民にとって有益であったことは確実である、とわれわれは考えるのである。人数が多くしかも知的であるような選挙区、教育があるとともに影響力もある選挙区を作り出すための材料は、存在しなかった。実際上の選択は、教育のない多数者と、選ばれた少数者との間にあった。われわれの国制は後者を優越させたのであり、スチュアート家とハノーヴァー家との間——正統性の原理と自由の原理との間——の大抗争の中で、結果は有益であり決定的であった。⁽¹⁸⁾

このように、上層階級に実質的権力を与える国制であればこそ、スチュアート家への忠誠を凌駕する上層階級への信従が下層の有権者において機能し、プロテスタント国王の下での自由な政府の確保という世論を反映した国民的決定が可能になった、とバジヨットは考えるのである。

バジヨットのこうした議論は、信従の複線的系列と国制上の権力配分との関係をめぐる一般的洞察として定式化できるであろう。すなわち、国王や貴族から最下層階級に至る階層構造の中で、ときには相剋する場合もあるような複線的な信従の系列が存在し、その際、国制上の権力配分が特定の信従に優位を与える方向に影響したり、逆に、特定の信従を機能させない方向に影響したりすることがある、という定式である。「改革以前の議会の歴史とその教訓」と題したこの論文でバジヨットが引き出そうとした教訓は、こうした定式を現代に適用しつつ、世論を反映した国民的決定に不可欠な信従を確保できる国制という見地から今後の議会改革を考えるべきだ、ということであったと言えるであろう。この教訓は、言うまでもなく、後の『イギリス国制論』における基本的メッセージの一つでもある。

第二節 『イギリス国制論』における二系列の信従

(1) 「尊嚴的部分」への信従

イギリス国制は「尊嚴的部分」と「実効的部分」という二つの部分からなる、というバジヨットの主張は、周知のよう、『イギリス国制論』の冒頭に登場する。バジヨットを取り上げた論考では必ずと言ってよいほど言及される有名な箇所である。『イギリス国制論』における二系列の信従に関する本節の検討も、まずこの箇所を引用することから始めることにしよう。

幾世紀もかかった成長物であるとともに混成した国民に対して広汎な支配を及ぼしているイギリスの諸制度や諸外国の諸制度は、それらを二つに分類しなければ、理解することはできない。そうした国制には二つの部分がある。(顕微鏡的正確さで分けることは全くできない。なぜなら、大きな事柄の特徴は分類の精密さを嫌うからである。)

第一に、国民の崇敬 (reverence) を掻き立て保持する諸部分であり、言うなれば、尊嚴的な諸部分 (the dignified parts) である。そして次に、実効的な諸部分 (the efficient parts) であり、実際に機能し支配する諸部分である。あらゆる国制が成功を収めるために達成しなければならない二つの目標があり、古来の有名な国制はすべてそれらを見事に達成していたはずである。あらゆる国制は、第一に権威を獲得しなければならず、次に権威を使用しなければならぬ。あらゆる国制は、まずに人々の忠誠と信頼を獲得しなければならず、次に、そうした尊敬心 (homage) を活用しなければならぬ。⁽¹⁾

バジヨットによれば、人類の知性は不均等的にしか発展してきていない。大衆の知性は、統治の制度をその有用性という観点から理解できるまでには発展していない。統治に関連して彼らが注目できるのは、可視的な象徴の姿をとることのできる尊嚴的部分だけであり、彼らはこの部分をひたすら崇敬の対象とする⁽²⁾。このような形での権威獲得の仕組がイギリスの現状では有効に機能していると、とバジヨットは考えるわけである。バジヨットが崇敬の対象として際立たせているのは、言うまでもなく君主であり、『イギリス国制論』で君主を主題とする二つの章のうちの一つが、「尊嚴的部分」としての君主をめぐる議論に充てられている。

とはいえ、崇敬の対象は君主だけには限らない。バジヨットは、貴族への崇敬についても次のように論じている。

尊嚴的能力における貴族院の効用——いやむしろ貴族の効用は、きわめて大きい。それは、女王ほどには大きな崇敬 (reverence) を引きつけないとしても、かなり大きな崇敬を引きつけている。貴族という身分の役割は、庶民 (the common people) に対して、あるものを押しつけることである。真実でないものを押しつけるということでは必ずしもなく、ましてや有害なものを押しつけるというわけではない。むしろ、押しつけることがなければ存在しないようなものを、庶民の不活発な想像力に押しつけるのである。大多数の人間の空想力は信じがたいほど弱く、目に見える象徴がなければ何も見ることはできないのであり、象徴があっても理解できないものも多い。貴族は知性の象徴 (the symbol of mind) なのである。貴族は、大多数の人間がつねに知性を推測する際につねに用いている指標、今なおしばしば推測する際に用いている指標を持っている。地方に移ってくる聡明な通常人が崇敬を得ることはないが、「古くからの地主」は崇敬を得る。彼が破産して、破滅が時間の問題であると誰もがわかっているときでも、彼は、自分の脇に座っている新興成金よりも、粗末な小作農から五倍も多くの崇敬を得る。粗末な小作農は、新興成金の良識よりも、地主のナンセンスに従順に耳を傾ける。古くからの地主は、とてつもない尊敬

(respect)を得る。この人の存在そのものが、他のいかなるものも評価できず知覚できない粗野で愚鈍で狭量な大衆 (multitude) の中に、知性らしきものに対する服従の感覚を引き起こすのである。⁽³⁾

このように、総じて大衆は、国王にせよ貴族にせよ、自分たちの想像力を強力に掻き立てる可視性をそなえた「社会の劇場的な見せ物 (theatrical show) とでも呼べるものに信従する (defer)⁽⁴⁾」のである。

(2) 多数者としての有権者と非有権者

ところで、「尊嚴的部分」に対する信従の主体として右の一節で言及されている「庶民」や「大衆」は、いったいどのような人々を指しているのでしょうか。すでに本稿の冒頭で示唆したように、バジヨットの議論では、多数者を意味する語句の指示対象の範囲は、それが用いられる文脈に応じて変化している。多数者は、ミドルクラスを意味する場合もあれば、下層階級を意味する場合もあり、さらに両者を意味する場合もある。この範囲を確定する手掛かりを、信従の対象に求めることはできない。なぜなら、貴族などの上層階級という信従対象の場合、信従の主体は、下層階級とミドルクラスのいずれでもありうるからである。さらに言えば、信従の契機や態様に求めることもできないであろう。後に示すように、君主や貴族に対する信従において、その契機や態様の点で下層階級とミドルクラスとの間に有意味な差異があるとバジヨットが考えているようには思われない。

手掛かりとなるのは、バジヨットが政治における実践的効用に注目する観点から信従を取り上げている、という点である。その観点から彼は、「改革以前の議会の歴史とその教訓」の場合では、国民的決定を誘導する信従とそうでない信従とを区別していた。他方、『イギリス国制論』では、有権者層の内面において相剋するような二系列の信従は登場

していないとはいえ、同じく信従の実践的効用に注目する観点から、世論形成や国民的決定の過程内で機能する信従と、その埒外で機能する信従とが区別されている。言いかえれば、バジョットが信従の主体として多数者や大衆に言及する際には、その多数者や大衆が有権者であるか非有権者であるかに応じて、それぞれの信従の異なった政治的役割を念頭に置いて議論を展開しているのである。

こうした議論の実例は後に示すこととし、ここではまず、世論形成や国民的決定へ関与する資格条件をバジョットがどのように見ていたかを明確にしておこう。バジョットが普通選挙権という有権者資格の導入に対して国制の純粹デモクラシー化であるとして強く反対していることは、『イギリス国制論』においても十分うかがうことができるが、一八五九年に彼が発表した論文「議会改革」では、その点が、望ましい議会改革との関連でいつそう明確に打ち出されている⁽⁵⁾。そこで、この論文を素材として、有権者の資格と範囲に関する彼の見方を抽出することにしよう。

バジョットはこの論文の冒頭で、一八三二年の議会改革をおおむね成功であったと評価している。彼によれば、この議会改革の後、北部地域での商工業の発達により社会構造の同質性が減少したにもかかわらず、自由貿易等の諸改革が達成されたのは、議会改革が国民の見解一致を助長する効果を持ったためと見てよい⁽⁶⁾。議会改革のさらに重要な成果は、国家における支配的影響力を、地主階級という特定の社会勢力から「ある程度の教育を受けた人 (fairly instructed man) の一般的集合体」に移行させたことである⁽⁷⁾。とはいえ、議会と国民とのこうした全般的一致にもかかわらず、現状には二つの欠陥が見出されるとバジョットは指摘する。第一の欠陥は、議会がいまだに地主階級の利益 (the landed interest) の感情や意見に不当に偏っていることである⁽⁸⁾。第二の欠陥は、国内の成長しつつある地域に与えられているウェイトが過小であり、停滞的地域に与えられているウェイトが過大であることである。バジョットによれば、選挙制度にこうした成長が反映されていないという漠然とした認識が、労働者階級にまで選挙権を拡大しようとする抽象的デモクラシーを説くブライト等の改革運動を刺激している⁽⁹⁾。バジョットは、これら二つの欠陥の是正のみが今後の議会改革に

おいて取り組むべき課題であり、それらを除けば、庶民院の現状は満足すべきものであり、「民主主義理論の公然たる信奉者以外は、これで十分だと考えるであろう」と断言する。⁽¹⁰⁾

とはいえ、バジヨットによれば、庶民院は支配する機能の他に表出の機能も有しており、後者は自由な国制にとって不可欠であるという観点からすれば、議会における見解表明の機会が労働者階級 (the working classes) に与えられていないという問題が残されていることは否めない。非熟練労働者である農業労働者 (agricultural labourers) は公的事柄に無頓着であるが、都市部の熟練労働者からなる職人階級 (the artisan classes, the operative classes) はそうではない。彼らは見解を持つ能力を有しており、現に見解を持つている。彼らの見解が一面的でエキセントリックである場合はあるとしても、そうした偏りは、公的に見解表明する機会においては是正されるべきものである。⁽¹¹⁾ こうしてバジヨットは、世論形成と国民的決定に関与する能力の欠如という理由で非熟練労働者への選挙権付与に反対する一方で、そうした能力を多少なりとも持つという判断から熟練労働者への選挙権付与を是認する。ただし、彼らが数の優位によって主導権を持つことは許されない、とバジヨットは考える。これを裏付けるためにバジヨットは、各階級がそれぞれの政治的能力に応じて影響力を持つような「階層構造 (gradation)」こそが、代議政治の真の諸格率⁽¹²⁾が実際にめざしているもの⁽¹²⁾という原則を提示する。この原則にもとづけば、熟練労働者は代表を持つべきではあるが、彼らがその数に比例した多数の代表者を選出するのであれば、「階層構造」に反した過剰代表になってしまう。したがって、すべての大都市の熟練労働者に画一的に選挙権を付与するのではなく、一八三二年の議会改革以前がそうであったように、⁽¹³⁾ 選択的に幾つかの大都市の熟練労働者に選挙権を与えることにとどめるべきだ、とバジヨットは提言するのである。⁽¹³⁾

二系列の信従を区別するバジヨットの観点は、有権者の資格と範囲に関するこのような考えにもとづいていた。ミドルクラス以上の現有権者と今後は部分的に選挙権を付与してもよい熟練労働者の信従は、世論形成や国民的決定の過程内で機能し、最下層階級を構成する非熟練労働者の信従は、そうした過程の埒外にあって国民的決定をもっぱら受動的

に受け入れさせる形で機能する、というようにバジヨットは二系列の信従を区別していたのである。このことを示すために、次に、信従の主体としての多数者や大衆という語句の指示対象の範囲がめまぐるしく変化している議論の実例に移ることにしよう。

(3) 信従に関する錯綜した議論の整理

その実例は、『イギリス国制論』の第七章「内閣政治の前提諸条件、および、イギリスにおけるそれら諸条件の特殊形態」の中に登場している。きわめて錯綜したこの議論についての整合的理解は、バジヨットの信従概念の一元的解釈では不可能であると言わねばならない。整合的理解は、信従の主体が有権者か非有権者かを議論の文脈に注意して判別し、二系列の信従のうちのどちらが念頭に置かれているのかを確定することによつてのみ可能となる。こうした道筋をたどることでバジヨットの錯綜した議論について整合的理解が可能になると言うことは、こうした道筋をたどる理解方法が、二系列の信従の区別に関するバジヨット本人の捉え方に即していることを裏づけることになるであろう。

バジヨットは、この第七章において、信従と世論との関係の観点から、自由な政府の成立条件について次のように論じている。

自由な政府 (a free government) とは、服従する国民が自発的に選んだ政府のことである。ばらばらの人々の偶然的集合において唯一可能な自由政府は、民主的政府である。自分以外の人を知らず、配慮せず、尊敬しない場合には、万人が平等な地位にあるにちがいない。誰の地位も他の人の地位より優越的ではありえない。しかし、すでに説明したように、信従心のある国民 (a deferential nation) は、それに固有の構造を持っている。特定の人々

が、共通の同意により、他の人々より賢明であると認められており、そうした人々の意見が、同意により、その数的価値よりもはるかに高いものと位置づけられる。こうした幸福な国民の場合は、票を数えるばかりでなくその重さを量ることができるが、そこまで恵まれていない国民の場合は、数えることしかできない。しかし、自由な国民の場合は、そのように量られ数えられた票が物事を決めるはずである。完全に自由な政府とは、そうした票に完全に即して決定する政府なのであり、不完全に自由な政府とは、不完全な形で決定する政府である。悪しき政府とは、そのような形の決定を全く行なわない政府である。世論 (public opinion) は、この完全に自由な政府の試金石である。それは、現存する信徒の習慣 (the existing habit of deference) によって国民が受け入れる最善の意見である。¹⁴⁾

このように、バジヨットによれば、世論とは「信徒の現存する習慣によって国民が受け入れる最善の意見」である。ところで、国民全般が最善の意見を自前で持っているのであれば、信徒の習慣は必要ないはずである。したがって、信徒の習慣が必要であるという示唆は、その習慣がなければ有権者による投票が最善の意見を体現しない、という可能性を含蓄するであろう。

実際、バジヨットはこうした可能性を念頭に置いて、次の一節に示されるように、「国民の大多数が選挙する能力を持っていない場合」を想定している。言うまでもなく、イギリス国民もそうした国民の一例である。

しかし、国民の大多数 (the mass of the people) が選挙する能力を持っていない場合を想定してみよう。これは、ごくまれな国民以外のすべての諸国民の数的多数者に当てはまる。その場合、内閣政治はどのようにして可能なのだろうか。それは、私が信徒心のある国民 (deferential nations) と敢えて呼んでいるものにおいてのみ可能であ

る。奇妙に思われてきたことではあるが、賢明でない多数者が、賢明な少数者によって支配されることを望んでい
 るような国民が存在するのである。数的多数者が——慣習によってか選択によってかは重要でない——支配者を選
 ぶ自らの権力を特定の選ばれた少数者に委任する用意があり、それを切望しているのである。⁽¹⁵⁾

最後のセンテンスの「数的多数者」は、支配者を選ぶ自らの権力を少数者に委任するのであるから、委任できる「権
 力」を持つている、有権者を指していると思われるべきであろう。彼らによって支配者を選ぶ権力を委任される「少数者」と
 は代表（議員）であり、代表によって選ばれる支配者とは内閣を組織する首相である。また、「賢明な少数者」による
 支配を望んでいる「賢明でない多数者」は、それを「望んでいる」ことを自覚していると考えてよいのであれば、やは
 り有権者を意味していることになる。ただし、最初のセンテンスの「国民の大多数」とそのパラフレーズである二番目
 のセンテンスの「数的多数者」については、非有権者だけを指しているとは考えられないとしても、有権者だけを指し
 ているのか、あるいはさらに広く非有権者をも含めているのかは、確定困難である。なぜなら、バジヨットから見れば、
 有権者の大半と非有権者はいずれも、異なるレベルでの理由と判断によるせよ、賢明でなく選挙する能力を持つておら
 ず、それゆえ、別系列の信従ではあれ、それぞれ信従を必要としていると言えるからである。したがって、バジヨット
 が「信従心のある国民」に関する一般的記述として、有権者の信従と非有権者の信従のいずれをも含む総論的な形で
 「国民の大多数」に言及している、という可能性を完全に排除することはできない。とはいえ、パラグラフ全体の基調
 は内閣政治に適した選挙民のあり方をめぐる議論であり、バジヨットが主に念頭に置いている信従は、やはり、世論形
 成や国民的決定へと有権者を誘導する信従と見るべきであろう。
 ところが、この直後のパラグラフでは、明らかに異なった意味で、すなわち非有権者だけを指すものとして「国民の
 大多数」という語句が用いられている例が登場する。

イギリスは信従心のある国 (deferential countries) の類型であり、どのようにしてそうであるのか、そうだったのかは、非常に興味をそらされるところである。ミドルクラス、すなわち教養ある人々の中の平凡な多数者は、今日ではイギリスで専制的権力である。「世論」は、今日では、「乗合馬車の後ろに乗っているはげ頭の意見である」。それは、貴族階級それ自体の意見ではない。それは、最も教養があるか、洗練されている階級それ自体の意見でもない。教育を受けてはいるとしても平凡な人々という、ありきたりの多数者の意見に他ならない。……イギリス国制は、外見上の形態においては、次のようになっていいる。すなわち、国民の大多数 (the mass of the people) は、選ばれた少数者に服従している。そして、この選ばれた少数者に目を向ければ、彼らは、最下層階級の人々でもなければ、リスペクタブルでない階級の人々でもないけれども、それでも、鈍重な階級の人々ではある。¹⁶⁾

ここでは、ミドルクラスが「専制的権力」と言えるほど世論の主要な担い手と表現されているが、「専制的」というのは、現状において彼ら抜ききの世論はありえないという意味での修辭的表現であり、彼らが首相を選ぶ権力を少数者である代表 (議員) に進んで委ねている事実を否定するものではない。この一節における「選ばれた少数者」とは有権者を意味しており、「平凡な多数者」・「ありきたりの多数者」・「鈍重な階級」であるミドルクラスがその大半を占めている。有権者という「選ばれた少数者」に「服従」している「国民の大多数」とは、したがって、「選ばれた少数者」以外の非有権者である「最下層階級」であり「リスペクタブルでない階級」ということになる。¹⁷⁾

とはいえ、「外見上の形態」においては最下層階級が「選ばれた少数者」に「服従」しているというバジヨットの説明には、注意と留保が必要である。その理由は、このパラグラフで、「信従心のある国」としてのイギリスという表現において念頭に置かれている信従が、後続するパラグラフから判断して、具体的には最下層階級の信従を指していると考えられることにある。後続するパラグラフには、次のような記述がある。

実際には、イギリス国民の大多数 (the mass of the English people) は、自分たちの支配者に対してではなく、何か別のものに信従している (yield a deference)。彼らは、社会の劇場的な見せ物とでも呼べるようなものに信従している (defer) のである。彼らの前を、何か厳かなものが通り過ぎる。お偉方の壯観、美しい御婦人の場面が通り過ぎる。富と享樂の素晴らしい光景が展示され、それによつて彼らは威圧される。彼らの想像力は屈服させられ、自分たちに対して開示された生活は、自分たちにはとてもかなわないと感じる。……哲学者たちはこの迷信を嘲笑するかもしれないが、しかし、その結果は計り知れないものである。この莊嚴な社会の見せ物によつて、無数の無知な男女が、少数の名目的選挙人たち (the few nominal electors) に服従するよう誘導されるのである。この選挙人たちとは、都市選挙区の一〇ポンド借家人であり、県選挙区の五〇ポンドの借地人なのだが、この人々は彼らに押しつけるような何ものも持たず、注目を惹いたり空想力を魅了する何ものも持っていないのである。¹⁸⁾

このパラグラフと、先行する二つのパラグラフとを合わせて通観すると、全体としてかなり錯綜した論述であると言わざるをえない。ここでの「イギリス国民の大多数」にとつての「自分たちの支配者」とは、「少数の名目的選挙人」であり、そうした選挙人の大半は、「都市選挙区の一〇ポンド借家人であり、県選挙区の五〇ポンドの借地人」であるミドルクラスである。ミドルクラスが「支配者」とされているのは、彼らが有権者の大半を占めているためである。ただし、彼らが上層階級に信従しているという別の観点からすれば、彼らの選挙人としての地位は「名目的」である。他方、ここでの「イギリス国民の大多数」は、一つ前のパラグラフの「国民の大多数」と同義であり、最下層階級を指している。すでに見たように、バジヨットの主張によれば、最下層階級は今後も選挙権を与えるべきでない階級であり、言いかえれば、いかなる意味においても世論形成や国民的決定に関与すべきでない階級である。

右の一節におけるバジヨットの指摘によれば、正確に言えば、この最下層階級は、ミドルクラスという「注目を惹い

たり空想力を魅了する何ものも持っていない」階級に信従しているのではなく、「何か別のものに信従している」。最下層階級が実際に信従しているのは、さらびやかな光景を繰り広げ「社会の劇場の見せ物」を提供する「尊嚴的部分」としての君主や貴族たちである。最下層階級は、こうした信従ゆえに国家を神聖視し、国家が下す決定を受け入れることに満足する。しかし、実際の決定は「実効的部分」に担われている。世論の主要な担い手であり有権者の中で数的優位にあるミドルクラスは、この「実効的部分」における支配者を選出する代表（議員）を選挙している。ミドルクラスは、このような形で世論形成や国民的決定に関与しているという迂遠な意味で、国民的決定を受け入れる最下層階級にとつての「支配者」なのである。¹⁹⁾

(4) 有権者層の信従の契機や態様

これまで示してきたように、バジヨットは世論形成と国民的決定に関与する能力の有無という基準で有権者と非有権者を区別し、さらに、この区別を前提として二系列の信従を別個に考えていた。しかし、それにもかかわらず、同時に『イギリス国制論』では、両者が「尊嚴的部分」への信従として一括して扱われていることもたしかである。それを可能とした事情として強調すべきなのは、本稿の冒頭で示唆したように、二系列の信従が幸いにも調和的に機能している一八六〇年代中頃の特殊事情を活用しようとするバジヨットの実践的姿勢であった。本稿の第一節では、バジヨットがこうした特殊事情の持つ実践的効用について意識していた点を、過去における信従の相剋に注目していたことを明らかにすることによって裏づけた。二系列の信従を調和的に機能するものとして一括して扱うことのできる事情が歴史的に限定された特殊条件であるというバジヨットの認識は、次の第三節において、第二次選挙法改正後のバジヨットの議論を検討することによってさらに明確になるであろう。

しかし第三節に移る前に、ここで、補足的な議論を示しておきたい。バジヨットは、国制の考察においては権威の行使とともに権威の確保の側面に注目する必要があるという観点から、二系列の信従をいずれも、イギリス固有の歴史や伝統を共通の背景として成立しているものとして扱っている。バジヨットのこうした扱い方との関連で、ここで指摘したいのは、二系列の信従の間における契機や態様の点での有意味な差異をバジヨットが認めていたとは考えられない、ということである。バジヨットが、世論形成や国民的決定の埒外にあり今後も埒外に置かれるべき最下層階級の信従を論ずる際に、最下層階級の知的水準の低さに対応させる形で、尊厳的部分の持つ劇場的な要素や象徴的な要素をとくに強調していることはたしかである。とはいえ、そのことは、信従のもう一つの系列である有権者層の信従において、同様の要素が効果を持たないとバジヨットが考えていたことを意味するわけではない。バジヨットの議論によれば、世論形成や国民的決定の枠組内にある有権者層の信従においても、劇場的な要素や象徴的な要素は不可欠の役割を果たしているのである。²⁰⁾

まず手始めに、一八世紀初頭のスチュアート家からハノーヴァー家への王朝交替に言及している『イギリス国制論』の次の記述を見てみよう。

もし、有能なスチュアート家の人間が信頼に足る誠実さでプロテスタントの信仰告白をしたならば、おそらく彼は、ハノーヴァー家を打倒したであろう。世襲的権利に対する生まれながらの崇敬 (inbred reverence) は、それほどまでに強かったので、ジョージ三世の王位継承に至るまでは、イギリス政治は、つねに、競合する主権者の絶えざる摩擦の下に置かれたのである。

これは、私が長々と主張している事柄の帰結であるが、主張することが最も必要なことである。なぜなら、それは主題全体における枢要な細目だからである。イギリス国民の多く——上層の教養ある部分のことであるが——は、

立憲的統治の本質を理解するようになっていた。しかし、大衆 (the mass) はそれを理解しなかった。彼らは主権者を政府とみなし、主権者だけに目を向けていた。こうした事態からの進展は、貴族の魔術によつてであり、主に、ウィッグの大家門とその装飾物の影響力によつてであつた。そうした助けがなければ、理性とか自由は、大衆を捉えることはなかつたであらう。⁽²¹⁾

「改革以前の議会の歴史とその教訓」ですで見たとように、「立憲的統治の本質を理解」できた「イギリス国民の多く」とは、貴族、上層ジェントリ、商業階級の三者であつた。それを理解しなかつた「大衆」とは、農村地域の下層ジェントリと国教会聖職者であり、彼らの影響下にあつた小作農等の最下層階級であつた。これらのうち、下層ジェントリと国教会聖職者は、国制上劣位に置かれたとはいえ、選挙権を持ち、世論形成や国民的決定に関与していた。スチュアート家に愛着を持つ彼らにも、すなわち同家の「世襲的権利への生まれながらの崇敬」を持つ彼らにも、最終的にはウィッグ系貴族の「魔術」が効果を發揮し、ハノーヴァー家への王朝交替と自由な統治が確保されたのである。

バジヨットは、一八世紀初頭という過去の時代においてばかりでなく、現在の有権者層にもこの種の「魔術」が効果を持つことを、次のような巧妙な戦術を推奨する一節において認めている。

二組の諸制度——尊厳的で多数者に感銘を与えることを意図したもの、もう一つの実効的で多数者を統治することを意図したもの——を維持しようとする限り、これら二つを精密に釣り合わせ、どこで一方が始まりどこで他方が終わるのかを隠すよう、配慮すべきである。これは、ある程度、われわれの政体の威厳のある部分にいくらかの従属的権力を与えることによつて達成されるが、しかし、われわれの政体の実用的部分において貴族的要素を保つことによつても促進される。実のところ、信従の本能 (the deferential instinct) は、これらの両方を保障している。

貴族は、「選挙区」における一つの権力である。閣下とか男爵という尊称を持つ人、さらに結構なことだが、アイランドの伯爵位であれともかくも本物の伯爵位を持つ人は、選挙人団の半分によって待ちこがれられている。この人に対しては、条件が等しければ、工場主の息子の勝算はない。社会における信従感情 (the deferential feeling) の実在は、信従される階級とそれ以外との間に選択の大きな自由がある場合に、信従される階級が実際に選ばれるということ(22)で検証される。

ここでの信従は選挙の勝敗にかかわるものであるから、信従の主体は有権者に他ならない。

バジヨットは有権者層における信従の契機として象徴や劇場的なものを強調するとはいえず、教養それ自体が信従を生じさせる契機となる可能性を完全に否定しているわけではない。しかし次の一節は、バジヨットがそのことを認めつつも、少なくともイギリスの現状に関する限り、その可能性について全く懐疑的であることを示している。

信従心のある国民 (a deferential nation) を創り出す困難以上の困難はありえない、ということ(23)は明白である。尊敬 (respect) は伝統的なものである。それは善いと判明したものに与えられるのではなく、古いと知られているものに与えられる。特定の国民の特定の階級が、共通に認められ際立って政治的に好まれるのは、彼らがこれまでつねにそうであったからであり、彼らをそれに値するものに思われるようなある種の荘厳さを継承しているからである。しかし、新しい植民地では、すなわち、価値が同等であり、価値やふさわしさについての伝統的な指標が存在し、えない社会では、高度な教養に対する政治的な信従 (a political deference) が、まずは高度な教養の存在という証拠、次にその政治的価値という証拠によって、それらの証拠だけによって可能となっていることは明らかである。とはいえず、教養の少ない人々を満足させるような証拠を与えることは、ほとんど不可能である。将来の

よりよい時代においては可能なかもしれない。しかし、現代においては、必要な諸前提がほとんど存在していない。議論が効果的に開かれ、論争が公正に始められたとしても、教養ある少数者の支配に対する理性的で論証的な黙従を確保することはほとんど不可能である。⁽²³⁾

もう一つ、有力な典拠として、『イギリス国制論』第二版序文（一八七二年）の中の一節を示すことにしよう。これは第二次選挙法改正後に書かれたものではあるが、改正後の新しい状況に言及したのではなく、改正以前に書かれた本文の補足を趣旨とした一節である。

内閣政治がイギリスにおいて可能であるのは、イギリスが信従心のある国 (a deferential country) であるからだ、と私は述べた。私が言わんとしたのは次のことである。すなわち、名目上の選挙人集団 (the nominal constituency) は、真の選挙人集団 (the real constituency) ではない。「一〇ポンド戸主」の大多数は、実際には自分自身の意見を形成していなかったし、そうした意見に自分たちの代表が従うよう強要もしなかった。彼らは実際には、判断において教養ある階級に指導されていた。彼らは、そうした階級出身の代表を好んだのであり、そうした代表に多くの自由裁量を与えたのである。……

もちろん私は、一〇ポンド戸主が知性の高いなる賞賛者であるとか、上品さについてのすぐれた判定者であった、と言うつもりはない。われわれ皆が知っていることであるが、彼らの大半は全くそうではない。ごく少数のイギリス人がそうだっただけである。彼らが影響されたのは、観念ではなく事実であった。目に見えないものではなく、目に見えるものによってであった。有り体に言えば、彼らは地位と富に影響されたのである。たしかに、彼らのうちのすぐれた部分は、これらの議論の余地のない点で自分たちよりすぐれた人々は、良識や知性というこの上なく

わかりにくい資質においてもすぐれていると信じた。しかし、旧来の選挙民の大半は、大いに深く分析するということはなかった。彼らは、自分たちの「上位者」が自分たちを代表することを好んだのである。²⁴

ミドルクラスを中心とする選挙民が「名目上の選挙人集団」である理由は、公的事柄に関する彼らの見解形成の能力が限定されており、「上位者」への信従によって補なわれる必要があったからである。ここで「一〇ポンド戸主」として具体像が言及されているミドルクラスの「教養ある階級」に対する信従は、教養ある階級の知的能力それ自体の評価によるというよりも、むしろ、知性の象徴（可視的で伝統の箔がついた象徴）としての「地位と富」を契機とするものだったのである。²⁵

第三節 第二次選挙法改正後のイギリス国制

『イギリス国制論』では、二系列の信従を喚起する「尊厳的部分」が十分に役割を果たしているという見地から、この機能を維持することが、それと両立可能な微調整的な議会改革案とともに、実践的方針として推奨されていた。しかし、実際の議会改革は、バジヨットの期待に反して微調整的なものにとどまらなかった。『イギリス国制論』が公刊された一八六七年に保守党内閣が成立させた第二次選挙法改正は、非熟練労働者にまで選挙権を大幅に拡大するものであり、ライバルの自由党をも驚愕させた大胆な「暗中の飛躍 (a leap in the dark)」であった。自由党の側に立つとともに非熟練労働者への選挙権付与に強く反対していたバジヨットの眼に、この選挙法改正が無謀な企てと映ったことは容易に推測されるところである。とはいえ、本節では推測にとどまることなく、第二次選挙法改正の将来的影響に関するバジヨットの具体的な展望を検討することにしよう。本節でとくに注目するのは、国制上の変化が信従の機能や源泉に

及ぼす影響に関するバジヨットの見通しと、それをふまえてバジヨットが提言している善後策である。

(1) 国制上の権力配分の変化が信従に及ぼす影響

まず予備的考察として、第二次選挙法改正前に、国制上の権力配分が信従に及ぼす影響についてバジヨットが行なっていた議論を見ておこう。バジヨットは、本稿第一節ですでに示したように、「改革以前の議会の歴史とその教訓」（一八六〇年）において、社会の下層部分の上位者に対する信従は、その下層部分に最終的決定力を持つような過大な権力が配分されると有効に作用しなくなることを指摘していた。⁽¹⁾これに先立って発表されていた論文「議会改革論」（一八五九年）では、この定式が現在にも妥当すると考えられていたことが示されている。この論文でバジヨットは、統治がより民主的になればなるほど、かえって、上層階級の指導がいつそう下層階級に受け入れられるようになるという見解は誤りであるとして、次のように論じている。

もし権力の獲得が、社会の諸々の自然的影響力の無意識的作用に委ねられているのであれば、財産を持つ者や教養のある者が間違いなく権力を獲得する。彼らは、感じ取られることなく徐々に、彼らが権力を得つつあるということを貧民階級に知られずに、権力を得る。しかし、純粹に民主的な国制の作用によって、支配者の選択が民衆の直接投票にかけられる場合は、結果は異なる。その場合、下層階級は自分たちが完全に判断できると告げられる。デマゴグたちは、そのことを絶えず彼らに向けて主張する。国制自体も、その事実の論議の余地のない証拠として訴えられる。国制は、最高権力を下層の多数者の階級の手に置いているのであるから、真の優越は上層の少数者の階級にあると想定することは、国制と矛盾する。そのうえ、人々が自分たちの優越者を認めるよう公然と求められ

る場合、彼らはずねにけっしてそうした気になれないものである。彼らは無言の服従には反対しないが、尊敬を明確な行為で示すことは拒否するのである。彼らは服従はするが、自分は服従するとは言わないものである。したがって、歴史が教えているように、民主的統治の下では、多数者自身の感情を語る者が、別の統治形態であればよりよい判断者と認められるような上層階級の誰よりも、支配者に選ばれる大きな機会を持つ。そうした統治の自然的結果は、貧民を誤導することである。⁽²⁾

バジヨットは、『イギリス国制論』においても、同様の指摘を繰り返している。

したがって、大多数の国民 (the bulk of the people) が無知であるような信従的社会 (a deferential community) は、力学で不安定な均衡と呼ばれている状態にある。この均衡がいったん乱されるならば、均衡に復帰する傾向はなく、むしろ均衡から離れていく傾向が出てくる。頂点で均衡がとれている逆立ちした円錐は、不安定な均衡にある。なぜなら、それを僅かでも押せば、その状態からますます離れていき、地面に倒れ込んでしまうからである。同様に、大衆 (themasses) が無知ではあるが尊敬心を持っている (respectful) 社会において、いったん、無知な階級が支配を始めることを許容してしまうと、信従心 (deference) に永遠の別れを告げることになる。⁽³⁾

ただし、この一節については、誤解の余地を残さないために、「大多数の国民」・「大衆」・「無知な階級」について、それらが具体的に何を指示しているのかを補足しておく必要がある。「大多数の国民」と「大衆」については、「信従的社会」という社会の一般的性格との関連で述べられているので、そうした社会の構成員の大半を指していると考えられる。言いかえれば、二系列の信従の主体が一括して言及されているということであり、具体的には、ミドルクラスとそれよ

りも下層の階級のいずれもが念頭に置かれて見ると見てよいであろう。

注意すべきなのは、「無知な階級」の具体的な指示対象である。まず、選挙権を持っているミドルクラスは、すでに見たように、世論の中心的担い手であり見かけ上は専制的権力を持つているとすら言えるとしても、実際には、上層階級に信従しているとはバジヨットは考えている。とすれば、ミドルクラスは、すでに大きな権力を持ちつつも上層階級に信従するという現状に満足しているのであるから、「信従心に永遠の別れを告げる」動機を持つているとは考えにくい。

残されているのは、下層階級としての労働者階級であるが、これについては、バジヨットが熟練労働者層と非熟練労働者層とを明確に区別していることを前提に考える必要がある。非熟練労働者層の信従の主たる対象は、「尊厳的部分」としての君主である。『イギリス国制論』では、非熟練労働者に選挙権が与えられたた場合に君主に対する彼らの崇敬がどうなるのかについて直接的な言及はない。とはいえ、間接的な示唆と考えられるものは見出される。バジヨットは、「極端な民主主義理論 (the ultra-democratic theory)⁽⁴⁾」が実現した場合の議会構成について、次のように推測している。

そのような議会が穏健な人々から構成されるということはありえないであろう。選挙区のうちの一部は純然たる農業地域であり、それらの地域では教区牧師と地主 (the parson and the squire) がほとんど無制限の権力を持つてであろう。彼らは、労働者全員を投票所へと駆り立てたり、送り込んだりできるのである。こうした選挙区が選出するのは地主階級だけであろう。散在する小さな諸都市は、現在は多くの議員を送り出しているが、田舎者の大衆の中に埋没するであろう……。他方、選挙区の大半は都市選挙区であろうが、それらは地元の最下層階級の信念や不信を代表する人物を送り出すであろう。彼らはおそらく二分され、一方は職人——おそらく、選り抜きの知的階級である最善の職人ではなく、ごく普通の労働者層——を純粹に代表する者たち、他方は自称この階級の代表であるが居酒屋選出議員とも呼んでよい連中となろう。⁽⁵⁾

このようにバジヨットは、農村地域の非熟練労働者の信従は、すでに見た一八世紀初頭の王朝交替期の危機状況に関する思考実験の場合と同様、聖職者と地主に向けられる一方で、都市部における非熟練労働者は仲間を代表に選出するかデマゴグ的人物に信従すると推測している。したがって、最下層階級の場合、厳密に言えば、すべての「信従心に永遠の別れを告げる」わけではない。なぜなら、バジヨットから見て望ましくない信従（農村部における保守党基盤の強化と都市部におけるデマゴグ的代表の選出につながる信従）は、有権者としての彼らの投票行動との関連で有効に機能すると推測されているからである。バジヨットのこうした議論は、君主に対する信従がたとえ何らかの形で残るにせよ、これらの望ましくない信従に対抗する方向で十分に機能しない、ということを示唆しているように見える。しかし、その点はともかくも、既存の信従心が有益かつ有効に機能しなくなる「無知な階級」としてバジヨットが主に念頭に置いていたのは、やはり、この最下層階級と考えるべきであろう。

他方、熟練労働者については、「無知な階級」に含められているかどうかは判然としない。右の一節では、数の点で非熟練労働者の中に埋没する見込みが示唆されているだけである。ただし、バジヨットが熟練労働者の選挙権を、過大な力を持たせないという付帯条件付きで認めていたことをふまえるならば、少なくとも、政治的に支配的な地位を得れば上位の人間への信従よりも自分の判断を優先させるという定式そのものは、彼らにも妥当するとバジヨットが考えていたことは間違いないであろう。

（2） 第二次選挙法改正の影響に関する見通し

一八六七年の第二次選挙法改正により、熟練労働者ばかりでなく非熟練労働者にまで選挙権が付与されることになったことについて、バジヨットは一八七二年の『イギリス国制論』第二版序文において、次のように述べている。

新しい有権者階級が旧来の有権者以上に、複雑な諸問題について健全な意見を形成できるとは期待できない。国民的諸問題についてすぐれた見解を形成できるのに代表されていない熟練職人 (skilled artisans) の階級が存在し、彼らはそうした見解を表明する手段を持つべきだ、という考え——本書の初版が公刊されたときに大いに流布していた考え——があつたことはたしかである。われわれは、彼らにそうした手段を与える入念な計画案を作つたものである。しかし一八六七年の議会改革法は、熟練労働者 (skilled labour) では止まらなかつた。それは、非熟練労働者 (unskilled labour) にも選挙権を付与したのである。特別な技能も持たず、家を保有しているので課税されて⁷⁾いる通常の労働者が、知的な諸問題の多くに判断を下すことができるとは、誰も言い張りはしないであろう。

もはや、この段階に至つて、バジヨットは非熟練労働者の君主に対する信従には言及していない。彼らは、事実としてすでに国民的決定の枠組に入り込んでしまつて⁸⁾いる。そうした過程の局外にあつて、国民的決定を君主への信従ゆえに神聖なものとして受け入れさせ、という形で非熟練労働者を扱つていた国制上の枠組自体が、別のものに変わつてしまつて⁸⁾いるのである。したがつて、中心的な問題は、彼らが世論形成過程において上位者に信従するかどうか、国全体の利益となる方向で投票するかどうか、ということにならざるをえないであろう。他方、熟練労働者についても、彼らが非熟練労働者と連携するようなことになれば、下層階級総体が支配権が掌握することにもなりかねない。こうした状況を憂慮して、バジヨットは次のように述べている。

われわれは、古い有権者階級ほどには上位者によつて指導される必要のない階級に選挙権を与えたわけではない。逆に、新しい階級の方が、古い階級以上に指導を必要としているのである。真の問題は、彼らがそれに従うかどうか、富と地位やそれらがおおよその象徴であり共通の付随物となつて⁸⁾いる高度の資質に信従する (defer) かどうか、

かである。⁽⁹⁾

バジヨットは、この「真の問題」に対して即答しないまま、具体的な対策を示していくことになる。即答を避ける彼の姿勢は、これが解決済みの課題ではなく取り組むべき今後の課題であることによると考えられるが、それとともに、第二次選挙法改正の影響の現われ方に関するバジヨットの全般的な見通しとも関連している。そこでまず、この全般的見通しを概観し、その後具体的に政策的対策へと移ることにしよう。

バジヨットは、『イギリス国制論』第二版公刊時の一八七二年の段階で、一八六七年の選挙法改正の真の帰結を判断することには慎重であった。彼は次のように述べている。

一八六七年の議会改革法の結果を評価しようと企てるのは時期尚早である。その下で選挙権を付与された人々は、自分たち自身の力をまだ知らない。一回の選挙だけでは、彼らがその力をどのように使うのかをわれわれに教えてくれることはないのであり、彼らがそうした力を持っているのだということを彼らに説明するのにすら十分ではなかった。……新しい国制は、その下にあるすべての被治者が古い国制の下で育っていた限りでは、また、その下にある政治家たちがその古い国制で訓練されていた限りでは、その十分な結果を生じさせることはない。新しい国制が別の経験に導かれる政治家たちによって、別の経験に導かれる国民の間で作用するようになるまでは、結果は本⁽¹⁰⁾当に検証されはしないのである。

政治家にせよ国民にせよ、まだ、第二次選挙法改正以前の経験に影響され、古い心性を失っていないとすれば、一八六七年に『イギリス国制論』で示された諸々の教訓は、直ちには無効とはならないであろう。バジヨットがこのように

世代的論的観点から議論していることからすれば、彼は今後数十年間をいわば過渡的段階と考えていたのであろう。バジヨットが第二版序文で提示している第二次選挙法改正に対する善後策は、こうした現状診断にもとづいてなされていることをふまえる必要がある。

(3) 新旧の有権者層の信従の確保という課題

バジヨットは、第二次選挙法改正に対する善後策として、主に二つの具体的方策を提案している。第一の方策は、政治家が新有権者を積極的に指導することである。ただし、この指導には配慮と工夫が必要であるとして、バジヨットは次のように論じている。

ところで、われわれの政治家たちは、彼らが長年にわたって手にしてきた機会のうち最大の機会を手にしており、また同様に、最大の責務を負つてもいる。彼らは、新有権者が選挙権を行使する際に指導しなければならない。彼らを静穏に指導しなければならない。また、自分たちが行なっていることを語ることなく、それでもなお、新有権者を指導しなければならない。⁽¹⁾

新有権者を「静穏に」指導するということは、バジヨットの説明によれば、指導に際して彼らを刺激しないように配慮するということである。新たに有権者となった下層階級の労働者たちを団結させ、彼らが「貧民の天国」を夢想して投票権を行使するような刺激は、何としても避けなければならない。いったん、下層階級が興奮状態に陥れば、政治家たちによる彼らの指導は不可能となってしまう。とはいえ、彼らが平穏な状態にある限りでは、政治家は彼らに対して

大きな指導力を持つと期待してよい。だからこそ、平穏な状態で彼らが選挙権を行使する状況は、政治家たちが彼らに対する指導力を発揮する「最大の機会」なのであり、かつまた、そうした指導力を発揮することが「最大の責務」ともなるのである。⁽¹²⁾ もし、愚かにも二大政党が労働者の支持を求めて競争するならば、それは結果的に、労働者を腐敗させることにしかならないし、「民の声は悪魔の声となるであろう」⁽¹³⁾。彼らの政治的団結を阻止することが必要なものであり、この大前提にもとづいて、彼らに媚を売ることなく、必要に応じて個別的争点で譲歩するという、上層階級の英知と洞察力が肝要だ、とバジヨットは政治家たちに対して助言する。⁽¹⁴⁾

「自分たちが行なっていることを語る」べきでないというバジヨットの提言は、政治家が押しつけがましく指導を行なっているという印象を下層階級に持たせるべきではない、ということである。すでにバジヨットは、一八五九年に発表した論文「議会改革」において、「人々が自分たちの優越者を認めるよう公然と求められる場合、彼らはつねにけっしてそうした気になれないものである。彼らは無言の服従には反対しないが、尊敬を明確な行為で示すことは拒否するのである。彼らは服従はするが、自分は服従するとは言わないものである」⁽¹⁵⁾という洞察を示していた。バジヨットは、こうした見地から、第二版序文においても、政治家が下層階級を指導する際には、自らの知的優位を銜うような純理的な語り方をしないよう戒めるのである。バジヨットによれば、「最も必要なのは、明確な結論を堂々と述べる」⁽¹⁶⁾ことである。

バジヨットが提言している第二の方策は、下層階級への対抗力を強化するためのミドルクラスと上層階級の団結や庶民院と貴族院との協調を導く信従の確保である。バジヨットは、そうした団結や協調を導く信従の確保を自覚的に行なう必要がある理由として、一八三二年の第一次選挙法改正後に庶民院に生じた変化を指摘している。彼によれば、第一次選挙法改正以前は、庶民院と貴族院のいずれにおいても、圧倒的多数は地主階級の出身であり、この共通の要素のために両院は類似していた。しかし一八三二年以後は、庶民院における優位は、貴族からミドルクラスに移行し、その結

果、庶民院の精神は「貴族制的ではなく、金権政治的 (plutocratic)」になった。一八六七年の第二次選挙法改正は、この点に関しては、一八三二年の第一次選挙法改正によって生じた変化を完成させる役割を果たした。¹⁷このように両院の精神が異なるものとなり、その傾向が、いつそう強まっている現状であるからこそ、両院の協調が必要となるとして、バジヨットは次のように論じている。

理論的著述家として私は、保守党あるいは自由党の落選候補が敢えて言うことのできないことを、敢えて言うことができる。すなわち、新しい選挙民の無知な多数者 (the ignorant multitude) について私はきわめて憂慮している、ということである。私としては、それに抵抗できるような大きく密集した力があることを望んでいる。しかし、貴族院と庶民院との間の対立は、そうした抵抗力を二分してしまっている。すでに説明したように、庶民院は依然として主に金権階級を代表しており、貴族院は貴族階級を代表している。これら両階級の主要な利害は現在では同一であり、それは、無教養な数の支配を防止あるいは軽減することである。しかし、それを効果的に防止するためには、両者が内輪もめをしてはならない。彼らは、自分たちの共通の敵の援助を求めて競い合ってはならない。¹⁸

貴族院と庶民院が相互に対抗意識を持つことは、バジヨットによれば、ミドルクラス出身の庶民院議員が持っている貴族階級への信従を損ねることにもなる。むしろ、貴族階級はこの信従を活用して、庶民院を貴族院との協調へと導き、下層階級に対する一致した対抗勢力となるべきである。

そうすること〔庶民院と張り合うこと〕によって、貴族はさらに、自らの本来的立場を失ってもいる。この本来的立場によって、彼らは最大の力を獲得するのであり、最善のを行なうのである。彼らは、金権階級の指導者

(the heads) となるべきである。あらゆる国において、古い富の側が許容しさえすれば、新しい富は古い富を崇拜 (worship) しようとするものである。イギリスでは、新しい富がそうすることに熱心であることは言うまでもない。……経済学者なら生活上の「物質的」な優位者と分類するであろうような人々は、非物質的な優位者に対する崇拜へと殺到している。もしそれを巧妙に利用するのであれば、そうした尊敬心 (homage) ほど政治的に有益なものはない。それに反発したりそれを拒否することほど愚かなことはない。⁽¹⁹⁾

こうした「崇拜」は、バジヨットの見地からすれば、いわば貴重な政治的資源である。なぜなら、貴族院の国制上の力は、庶民院のそれには及ばなくなっているからである。貴族院は、庶民院の決定が確固としたものである限りでは、もはやその決定を覆すことはできない。その意味で、貴族院は庶民院に対して政治的に劣位にある。にもかかわらず、この「崇拜」は、政治的には劣位にある貴族院に対する庶民院側の信従として、有効に作用しうる。貴族院は、庶民院側の協調姿勢を誘導する上で、この政治的資源を活用できるのである。

(4) 最下層階級の君主への信従に関する沈黙

『イギリス国制論』の第二版序文において、バジヨットは、右の二つの主題の他に、国王大権と、フランスおよびアメリカの現状という二つの主題を取り上げている。これらのうち、国王大権は、「尊厳的部分」としての問題ではなく、君主の大権行使という「実効的部分」にかかわる問題として取り上げられている。最下層階級の君主への信従という、『イギリス国制論』の本文冒頭において突出した形で提示された主題への言及はない。

もちろん、言及がないということ根拠に、君主への信従という点について、第二次選挙法改正後のバジヨットが関

心を全く失ってしまった、とまで推断することはできないであろう。第二版序文では、『イギリス国制論』本文の記述が、第二次選挙法改正前という過去の時期に関するものであることが明言されているとはいえ、その後の重要な変化に関する補足を趣旨としているこの序文において、君主への信従に関する本文の議論についての修正の必要性が示唆されているわけではない。また、すでに指摘したように、第二次選挙法改正の結果が十全な形で現われるには、おそらくは一世代ほどの時間を要するとバジヨットは考えており、新有権者が自らの政治的な力を実感するにも同様に時間がかかると見ている。そうであるとすれば、君主に対する最下層階級の信従が、しばらくの間は何らかの政治的意味を持つとバジヨットが考えていた可能性を全面的に否定することまではできないであろう。

とはいえ、「尊嚴的部分」が喚起する信従として『イギリス国制論』本文であればまでに際立たせられていた君主に対する最下層階級の信従に関してバジヨットが沈黙を守っていることは、やはり看過しがたい点である。すでに指摘したように、政治家による指導が今後の中心的課題になっていることが、その大きな理由であろうが、君主への信従がどうなるかについて全く触れられていないことの直接的理由は判然としない。しかし少なくとも、第二次選挙法改正により最下層階級の非熟練労働者が熟練労働者とともに世論形成過程の枠組に入り込んでしまっている現状は、バジヨットにとってきわめて重みのある事実であったことは指摘できるであろう。それは明らかに、『イギリス国制論』執筆時には実質的に想定外とされていた決定的な新事態であった。一八六〇年代中頃の国制を取り上げた『イギリス国制論』では、最下層階級は、国制の中の「尊嚴的部分」にひたすら信従する受動的階級として描かれていたが、その過程内に入ってしまったからの効用は、『イギリス国制論』の理論的枠組の中に居場所を容易に見出せない²⁰。そのことは、極端な民主主義理論が実現した場合の議会構成という仮想例に関する『イギリス国制論』中での推測にも予示されていたと見ることができよう。そうした仮想例に近いものが第二次選挙法改正によって現実のものとなり、世論形成と国民的決定の枠組外にある信従とその枠組内にある信従とが、「尊嚴的部分」に一括される諸源泉によってそれぞれ喚

起され、別系統の信従でありながら、世論を反映する国民的決定を可能にする方向で調和的に機能する、という条件は失われてしまったのである。こうした条件が失われたということ的背景として、第二次選挙法改正後のバジヨットの主要な関心は、第二版序文の論調に示唆されるように、上層階級の政治指導を受容するのに役立つ信従をいかに確保するか、という方向に向かつていったと考えられる。バジヨットとしては、そうした政治指導と信従に期待をかけるをえなかったのである。

おわりに

最後に、バジヨット最晩年の論考に言及して本稿を閉じることしよう。バジヨットは、一八七二年の『イギリス国制論』第二版序文から四年後の一八七六年一月に、「オルソープ卿と一八三二年議会改革」と題した論文を発表した^①。この論文では、上層階級に対する選挙民の信従の契機として知性の承認に焦点が合わされるとともに、そうした信従の確保がきわめて困難な課題であることが強調されている。

バジヨットは、オルソープ卿が立役者の一人となった一八三二年の議会改革について、この改革によって得られたものがあつた反面、失われた重要なものもあつたことを指摘している。失われた価値あるものの一つは、選挙資格の多様性である。バジヨットによれば、選挙資格が画一化されれば、選挙資格から排除された側は資格の有無を分ける線引きを恣意的なものとして非難できるようになり、結局は、現在のような「最悪の種類」の「最も無知で最も無能な人々に優位を与える選挙資格」への画一的な切り下げに至らざるをえない^②。

上層階級への信従については、失われた第二のもの、すなわち、政治エリートの育成に役立っていた指名選挙区 (nomination borough) との関連で言及されている。

第二に、一八三二年の改革者たちは、一種の精選選挙区 (select constituency) を、知性ある人々からなる相当物を創出することなく破壊したという点で、きわめて悪しき誤りを犯した。われわれは今日、指名選挙区を精選選挙区と考えることに馴染んでいないが、本当のところ、それはそうしたものだだったのであり、おそらくは、イギリス史上最も重大な時期にそうであることを示していたのである。好意的でない判定者であるラッセル卿ですら、「それによって、サー・ロバート・ウォルポールは、国内外の諸々の危険の只中で、ハノーヴァー家の王座を固めることができた」と述べている。⁽³⁾

ハノーヴァー家の王座の安定化要因となった信従の契機として、「改革以前の議会の歴史とその教訓」や『イギリス国制論』では、上層階級への信従を喚起した「貴族の魔術」が指摘されていたのに対して、「オルソープ卿と一八三二年議会改革」では、知性の契機が強調されている点が注目される。この論文の指摘によれば、ウィッグ党が議会を支配し、そうした議会に有権者が信従したのは、「指名選挙区」から議会に入った有為の若者たちが知的結集軸となって党を団結させたからである。

こうした都市選挙区は、最後まで、この独特の長所を保持した。それらは、専門化した政治思想 (specialized political thought) とでも呼べるようなものの器官、すなわち、公的事柄に専念する訓練された知性の器官であった。それらは、才能と能力をそなえた人々を議会に参入させたばかりでなく、若い人の才能と能力を認め、年長者になつてからは若い人から学ぶことのできる高度な政治の世界をまとめあげたのである。ウィッグ党は、当時ほとりわけそうであったが、議会におけるこの力に依存した。彼らの中には、リベラルな思想と目的を持った多少なりとも聡明な貴族たちの団結があり、そうした思想を発展させ、そうした目的の達成を助けるために、彼らはバーク

やブルーラムやヒュームや、最後にはマコーリーのような人々を選んだのである。仮に彼らがこの独特の力を保持しなかつたならば、彼らはあるような知的影響力を持たなかつたであろう。彼らはたんに、われわれが良い思想だと思ふものは持つても、それを深める格別の手段を欠いたジェントルマンだつたであろう。彼らは、実際そうであつたほどには密接に団結しなかつたであろうし、政治的知性を持ちながらもばらばらに散在する人々だつたであろう。⁽⁴⁾

しかし、三二年改革で指名選挙区が廃止され、選挙民への議員の依存が高まることによつて、議員に対する選挙民の「知的な信従 (intellectual deference)⁽⁵⁾」が失われてしまつた、とバジヨットは慨嘆する。彼によれば、三二年改革による指名選挙区の廃止は、さらに、議会内における知的政治指導も困難にしていつた。実際、現時点では議会における知的な中核集団は「すでに半ば消失して」いる。三二年と六七年の二度の議会改革という先例が今後の議会改革の性格を決定するとすれば、それは「完全に破壊されるであろう」というのがバジヨットの予測である。⁽⁶⁾

バジヨットのこの議論においては、劇場的要素や象徴が信従の契機として果たす役割への言及はない。⁽⁷⁾ こうした言及の欠如が、信従の契機に関するバジヨットの見方の変化までも意味するのかどうかは定かではない。バジヨットは、依然として、知性そのものばかりでなく、また知性以上に、「知性の象徴」が信従を生じさせる感性的契機として役割を果たすと考えていたのかもしれない。しかし、そうであるとしても、すでに失われてかけているものの復活が実践的課題であるとするれば、失われつつあるものにおいて大きな役割を果たしていた感性的契機それ自体が、それを復活させる際の主たる要因として役立つとバジヨットが考えることができたのかどうかは、やはり疑問の残るところである。

そもそも、『イギリス国制論』におけるバジヨットの観察によれば、信従は、いったん均衡を失うと復帰できない「不安的な均衡」の状態にあつたのである。そうである以上、信従を復活させる制度的工夫の可能性についても、バ

ジョットが楽観できなかったのは当然であろう。実際、この可能性をめざして提案されてきた諸方策の有効性について、バジョットは次のように述べている。

この知的影響力が復活可能と考えられていることは、私も知っている。多くの思慮深い改革者たちは、ヘア氏の投票方式や、累積投票法や、制限選挙権や、あるいは類似の他のものによって、一八三二年の立法が破壊し始め、また、それにならう人々が現に破壊しつつあるものを回復できるかもしれないと考えている。私はこの期待に反することを言いたいわけではない。それどころか、これらの案を可能な限り最善の形に具体化し、それらに対する国中の同意を取り付けるよう努めることがイギリスの政治家たちの最も重要な責務の一つだと私は思っている。しかし、困難は計り知れなく大きい。一八三二年の改革者たちは数多くの知的選挙区を破壊したが、新しいものは創らなかったし、新しいものを創ることが望ましいとも言わなかったし、実のところ望ましいと考えもしなかった。こうして彼らは、目に見える行為という、政治教育の中で最も影響力のあるものによって、数の力の増大がイギリスで最も望まれている変化であるということの人々に教えたのである。もちろん、大衆 (the mass of mankind) は、喜んでそう考えようとしている。彼らはいつも、自分自身の知識が「すべての実際的的目的にとって」十分だと考えがちであり、高度な教養の権威 (the authority of the higher culture) から解放されたいと望むものである。したがって、今、われわれがしなければならぬのは、この自己満足の愚かで遅鈍な大衆に自らの不十分さを認めさせることであるが、これはきわめて困難なことである。また、そうした不十分さを埋め合わせる良策を理解させることであるが、これはさらに困難である。そして、そうした考えを自ら採用するよう努力させることであるが、これは最も困難である。こうしたことが、一八三二年の改革者たちがわれわれに課してきた責務なのである。⁸⁾

オルテガ的とも言えるトーンを帯びたこの観察は、バジヨットが、大衆民主主義時代の政治学の方法論的先駆者としてではなく、ついに大衆民主主義における政治指導という課題それ自体に直面し始めたことを示唆しているように思われる。バジヨットは、信従の源泉として伝統や歴史的所与が活用困難になり始めた新たな状況の中で、「計り知れなく」困難ではあれ、「知的な信従」の復活を可能とする政治的社会的な条件や仕掛けを探索し始めようとしていたのかもしれない。だが、残念ながら、われわれはその成果を見ることはできない。なぜなら、「オルソープ卿と一八三二年議会改革」の発表から約四ヶ月後の一八七七年三月に、バジヨットは五一歳の生涯を閉じたからである。

*本稿は、平成一二年度―平成一五年度・科学研究費補助金（基盤研究C）、「一九世紀イギリス政治思想史における政治的リ―ダーシップ観」（課題番号・一二六二〇〇八四）の研究成果の一部である。

なお、本稿の執筆に際し、草稿の段階で、同僚の木村俊道助教から多くの貴重なコメントをいただいた。また、本稿にもとづいて報告を行なった九州大学政治研究会（二〇〇五年一〇月一五日開催）においても、参加者の方々から有益な質問やコメントをいただいた。記して感謝申し上げる。

凡例

- ・引用文の原文において強調を表わすためにイタリックとなっている部分は、訳出に際して傍点を付した。
- ・引用文中の「」内は、引用者の補足や注記である。
- ・引用に際して、中略した部分は……で示した。
- ・引用に際して原文の一部を示す必要があると判断した場合には、（ ）内に示した。

注
はじめに

(1) Walter Bagehot, *The English Constitution*, in *The Collected Works of Walter Bagehot*, ed. by Norman St John-Stevay, *The Economist*, 1974, vol. 5, p. 371, n. 59. このセンテンスを含む二つのパラグラフは、初出の『フオートナイトリー・レビュー』の論文に含まれていたが、一八六七年の初版本では削除されている。アメリカの南北戦争という時論的トピックを取り上げたパラグラフであったことが、削除の理由と推測される。とはいえ、引用部分自体は、バジヨットの政治思想を特徴づけ続けた確信と云えよう。

(2) 各論文の初出年次や初版本以後の『イギリス国制論』における章との対応関係などの書誌情報については、次のものを参照。
“Note on the text of *The English Constitution*,” *The Collected Works of Walter Bagehot* vol. 5, pp. 161-163. なお、この異同の内容と一八六七年の第二次選挙法改正との関連を検討したものととして、次を参照。岩重政敏「W・バジヨットと一八六七年『改革』——『英国国家構造論』の三つのテキストをめぐる——」、『福島大学商学論集』第四六巻第四号（一九七八年）、一七七—二二〇頁。

(3) こうした標準的な評価の例として、辻清明「現代国家における権力と自由」、『世界の名著六〇・バジヨット、ラスキ、マックキーヴァー』（中央公論社、一九七〇年）所収、五—六〇頁を参照。ただし、二〇〇一年に公刊された『イギリス国制論』のケンブリッジ版とオクスフォード版の編者序文は、いずれも、バジヨットの考察の獨創性を否定はしないものの、同時代の諸著作において類似の主張が見られることに留意して、ある程度割り引いた評価を示している。Paul Smith, “Introduction,” in *The English Constitution*, Cambridge University Press, 2001, pp. vii-xxvii, see esp. pp. xiv-xv. Miles Taylor, “Introduction,” in *The English Constitution*, Oxford University Press, 2001, vii-xxix, see esp. pp. xxi-xxiv. 政治に対するバジヨットの透徹した眼差しを可能にした背景を考察した論考としては次の二篇を参照。Byron Dexter, “Bagehot and the Fresh Eye,” *Foreign Affairs*, XXIV, 1945, pp. 108-116. 添谷育志「バジヨット——権威・信用・慣習」藤原保信・飯島昇藏編『西洋政治思想史II』、新評論、一九九五年、四六—六三頁。

(4) David Easton, “Walter Bagehot and Liberal Realism,” *American Political Science Review*, vol. XLIII, 1949, pp. 17-37.
(5) 丸山眞男「政治学」（一九五六年）、『丸山眞男集・第六卷』（岩波書店、一九九五年）所収、一八二頁を参照。丸山によれば、「大衆デモクラシー」の問題性と意味を政治学が鋭く意識するようになったのは、第一次大戦後、それもファシズムの勃興に直面して以後だが、系譜的に遡れば思考様式の転換はすでに一九世紀の末期に萌している。その転換において方法的に重要なのがバジヨットであり、『イギリス国制論』は、「制度を動かしている現実的な権力関係と大衆統合の象徴的役割という二側面から解明

した不朽の労作」である。このように、丸山はきわめて慎重に、バジヨットを大衆民主主義の政治学者と規定することを回避しつつ、思考様式・政治学の方法論という点での「系譜」における先駆者の位置をバジヨットに与えている。とはいえ、これは、必ずしも直結していない二つの問題系列(大衆民主主義という問題系列と、方法論上の思考様式を系譜的に遡行するという問題系列)を一挙に扱おうとする力業であり、読み手の側としてはついていくのに息切れしそうな議論である。そうまでして系譜上の遡行を行なうことの発見的価値は何であったのか、あらためて問われる必要がある。

(6) バジヨットに対する関心の二〇世紀中葉に至るまでの歴史的推移を通観した論文として、次を参照。岩重政敏「バジヨット論」、『思想』第四五八号(一九六二年八月)、三一—三七頁。

(7) 「大衆民主主義」という語は、通例、労働者階級が選挙権を獲得して以後の民主主義のあり方を指す語として用いられてきており、本稿でもこの慣習的な語法に従っている。ただし、この語は、場合によっては、大衆民主主義以前に教養と財産ある市民を主人公とする「古典的」民主主義の時代があったという暗黙の想定と結びつきがちであるように思われる。しかし、バジヨット本人の場合には、「大衆民主主義」という語を用いている例は見られない。彼にとつて反対すべきであったのは、正確に言えば、文字通りの「民主主義」であり、第二次選挙法改正前のイギリス国制を「民主主義」と理解する見方はない。こうしたイギリス国制観はバジヨットに限られているわけではなく、同時代において一般的であったと考えられる。したがって、第二次選挙法改正前後のイギリスの政治史や政治思想史を考察する際に「大衆民主主義」という語を用いることには、ある種の記時錯誤を誘発する危険があることに注意が必要であろう。

(8) たとえば、岩重政敏「W・バジヨットにおける『権威』の問題」(『日本政治学会年報・一九七三年——危機意識と政治理論』、岩波書店、一九七四年、八〇—一一七頁)を参照。この論文では、熟練労働者と非熟練労働者は労働者階級として一括された上で、彼ら下層階級の体制内統合という観点から「尊厳的部分」についての分析が展開されており、貴族などの上層階級に対するミドルクラスの信従は取り上げられていない。次の論文も参照。David Spring, "Walter Bagehot and Deference," *American Historical Review*, vol. 81, no. 3, 1976, pp. 524-531. この論文では、選挙民の信従にも言及しているものの、信従の主体を大衆全般としており、本稿で後に示すような信従の二系列は区別されていない。

(9) この二元的解釈は、次の論文で明確に打ち出されている。遠山隆淑「ウォルター・バジヨット『イギリス国制論』の政治戦略」、『政治研究』第五一号、二〇〇四年、一二七—一六一頁。本稿は、示唆に富むこの論文に大きく負っている。

(10) あくまでも管見の限りであるが、『イギリス国制論』やバジヨットのその他の諸論文における過去のイギリス国制に関する考察を、『イギリス国制論』や彼の政治思想全般を理解する際の手掛かりとして取り上げているバジヨット研究の例は見られない。

(11) この傾向を指摘したものとすべし。David Easton, "Walter Bagehot and Liberal Realism," *American Political Science*

Review, vol. XLIII, 1949, p. 22 を参照。イーストンはこの傾向をもたらした事情の一つとしてバジレットがジャーナリストとして著作活動を行っていた点を指摘している。他方、この傾向と「政治とはビジネスの一種である」というバジレットの政治観との密接な関連を追究し、同様の政治観を持つバークとの相異点について詳細に検討した研究として、次のものを参照。John Burrow, "Sense and circumstances: Bagehot and the nature of political understanding," in *That Noble Science of Politics*, Stefan Collini, Donald Winch and John Burrow, Cambridge University Press, 1983, pp. 161-181. 邦訳、永井義雄・坂本達哉・井上義朝訳『かの高貴なる政治の科学』、ミネルヴァ書房、二〇〇五年、一三七—一五五頁。

(21) Bagehot, "The History of the Unreformed Parliament, and its Lessons," in *The Collected Works of Walter Bagehot*, ed. by Norman St John-Stevans, *The Economist*, vol. 6, 1974, pp. 263-305.

第一節

(1) バジレットの現状認識が実践的関心に制約されていることを指摘している例として、次を参照。Paul Smith, "Introduction," in *The English Constitution*, p. xvi. スミスの指摘によれば、バジレットが司法権や法の支配等々の権力濫用防止に関連する国制上の重要なポイントに言及していないのは、統治する側から政治を見ていたためである。また、信従に関する視野の制約を指摘するものとして次を参照。Richard W. Davis, "Deference and Aristocracy in the Time of the Great Reform Act," *American Historical Review*, vol. 81, no. 3, 1976, pp. 532-539. 第一次選挙法改正の時期における信従の一般的な捉えられ方を、改革を推進したグレイなどウィッグ指導者たちの構想を手掛かりに分析したこの論文によれば、バジレットは信従する側に現存した自発性を過小評価しており、彼の諸著作は「選挙のプロセスについての関心や理解を少しも反映していない」(p. 533)。なお、『イギリス国制論』を「第二の『君主論』」と特徴づけ、マキャヴェリの『君主論』と同様、客観的説明というよりも目的意識を強く反映させた作品と指摘しているものとして、辻清明「現代国家における権力と自由」、三〇—三三頁を参照。クロスマンの次の論考も参照。R. H. S. Crossman, "Introduction", in *The English Constitution*, Cornell University Press, 1965, pp. 1-55. クロスマンは『イギリス国制論』を「基本的には第二次選挙法改正前の内閣政治の「正確で活き活きとした描写」として評価しつつも (p. 35) バジレットが客観的な記述とプラトンの高貴な嘘に類した操作的権力技術との間で揺れ動いていることに留意している (pp. 26-28)。

(2) Bagehot, "The History of the Unreformed Parliament, and its Lessons," p. 272.

(3) *Ibid.*, p. 272.

(4) *Ibid.*, p. 273.

(5) *Ibid.*, p. 273. ただし、これは一八世紀全般に関する評価と見るべきであり、言うまでもなく、一九世紀において議会改革の

必要が生じなかったとバジヨットが判断しているわけではない。

(9) *Ibid.*, pp. 273-274. なお、この中で、教育の少ない多数者の信従が、必ずしも盲目的なものではなく、「討論の精神」という雰囲気の中でのものであることにバジヨットが留意している点は重要である。これは、世論と「自由な政府」との不可分の関連を示唆するものとして看過できないであろう。信従と「討論の精神」との関連は、自由な政府（自由な統治）における政治や公共性についてのバジヨットの捉え方を探る糸口の一つであるように思われる。ただし、本稿ではこの点に深く立ち入る余裕はない。

(7) Cf. John Burrow, "Sense and circumstances: Bagehot and the nature of political understanding," in *That Noble Science of Politics*, pp. 172-173. 邦訳、一三七—一五五頁。バロウは、バークとの対比において、バジヨットにとってイギリスの歴史は「規範的英知の源泉」ではなかったと指摘している。しかし、イギリスの歴史的諸制度に対する「秩序の形而上学」に根ざしたバークの崇敬がバジヨットに見られないのはたしかであるとしても、バジヨットが秩序の維持と自由の確保という政治的効用の観点（ヒューム的とも言えるような観点）から一八世紀イギリス政治におけるウィッグの政治指導をあるべき真の世論を体現するものとして高く評価していることは、看過できない重要な点である。

(8) バジヨットの世論概念を取り上げた最近の研究としては、次の論文が注目される。南谷和範「世論の国制——バジヨット政治論再考」、『政治思想研究』（政治思想学会）、第五号、二〇〇五年、一六三—一八一頁。この南谷論文では、「バジヨット政治論の鍵となるのが世論である」（一七二頁）という見地から、世論の担い手としてミドルクラスに注目するとともに、バジヨットが政治家による世論指導の必要性を説く一方で、政治家による世論の動向の参照や世論への共感を重視していた点を強調している。世論への共感に関するこうした着目は、本節の注(6)で示唆した課題（信従、討論の精神、および自由な統治の相互連関）へとつながる貴重な示唆と言える。ただし、バジヨットが同時代におけるミドルクラスを世論の担い手とみなしていたとしても、本節で後述するように、一八世紀については別の見方をしている点に注意が必要である。また、この点とも関連するが、南谷論文では、バジヨットの世論概念が（まさに public という語をとまなうがゆえに）「規範的価値」を含んでいることを適切に捉えながらも、そうした規範的観点から世論をミドルクラスという特定の社会層に結びつけるバジヨットの議論を「勇み足」（一七二頁）と外在的に評価している点が惜まれる。なぜなら、そうした外在的評価は、信従と世論への共感との相互関係に関するバジヨット本人の見方をさらに問うという探求を閉ざす方向に作用しかねないと思われるからである。

(6) Bagehot, "The History of the Unreformed Parliament, and its Lessons," pp. 274-275.

(10) *Ibid.*, p. 275. もちろん、スチュアート家支持のジャコバイトの心情は、王朝交替期に先立って、名誉革命期にまでさかのぼるものである。この点に言及したバジヨットの論文として、次のものを参照。"Bolingbroke as a Statesman," in *The Collected Works of Walter Bagehot, The Economist*, 1968, vol. 3, pp. 43-82. バジヨットによれば、ウィリアム三世を継いだアン女王は

スチュアート家の一員であるとしても、ジャコバイト的感情を持つ人々としては、正統性の点でやはり受け入れ難い国王であった。彼女の王位は、国民の反カトリック感情によってかろうじて保たれていたに過ぎなかった (p. 50)。ただし、アン女王の子孫が王位を継承するのであれば、彼女を始祖とする形で王朝が安定的に存続していく可能性もあったとして、バジヨットは次のように論じている。「たしかに、ウィリアム王に代わって、議会の王以外の王だとは誰も言えなかった。しかし、彼の継承者はアン王女であった。こう考えられたのである。《たしかに、彼女とその子はいくぶんかの神聖な権利を有しているのだ、とは考えられた(多くではないにせよ、少しはということか?)。彼女はたしかに生まれによつては権利を持たなかった。なぜなら、彼女の父と兄が彼女に先行していたから。彼女は、最も近い継承者ではないが、最も近いプロテスタントの継承者ではあった。彼女は先王の長男でないが、存命中の最年長の娘ではある。》こうした事実は、現在のわれわれにとつては、さして重要であるようには思われないうが、しかし、当時は決定的に重要であった。人口の半分は、おそらく、アンとその子供に服従することは正しい——たんに便宜にかなうということではなく、ある高度の神秘的な意味で——と信じていたのである。彼らは、彼女を新しい王朝の始祖とする用意があったばかりでなく、そうすることを切望していた。しかし、運命は彼らの願望をくじくことを気紛れにも決意したように思われる。アンには一三人の子供があつたが、一三人全員が亡くなってしまったのである」。こうして、ハノーバー家への王朝交替の問題が浮上してくることになるわけである。なお、より簡略ではあるが、『イギリス国制論』にも、この王朝交替への言及がある。Bagehot, *The English Constitution*, in *The Collected Works of Walter Bagehot*, ed. by Norman St John-Stevay, *The Economist*, 1974, vol. 5, p. 230-231. 邦訳『イギリス憲政論』(小松春雄訳)、『世界の名著六〇・バジヨット、ラスキン、マッキーヴァー』(中央公論社、一九七〇年)所収、九六—九八頁。

(11) Bagehot, "The History of the Unreformed Parliament, and its Lessons," p. 275. この論文の三年後に発表された「政治家としてのボーリングブルック」(一八六三年)では、バジヨットは実際に『イギリス国制論』の「尊嚴的部分」論を文字通り先取りする形で、君主支配をわかりやすいものとして受容する心性が現在でも、下層階級において依然として根強いことを次のように指摘している。「今日ですら、われわれの議会の仕組の詳細は、公衆の貧しい人々の部分 (the poorer part of the public) によつてはあまり理解されていないし、彼らはほとんど気にかけていない。女王とその家族、皇太子とアレクサンドラ王女が、主に彼らの関心の的である。彼らにとつて、主権者の人格が、国制、法、権力を具現化しているのである。しかし、われわれの革命(名譽革命)はその主権者を代えてしまった。田舎の村落で知られていた唯一の政治的な名前と觀念が取り去られ、別の名前と觀念に代えられたのである。ジャコバイトは、神が作りたもうた一人の王が存在し、議会が作った別の王がいる、とふれ回っていた。現在では、世襲的権利の教義は幾時代にもわたって論駁されてきており、幾時代にもわたって笑ひものにされてきており、議会はそれを禁止し、神学者はそれを説いたかどで告発され、それを擁護することは不品行となつてはいるけれども、その主張は凡俗の精神の

中に依然として生きている。サマセットシャーと静穏な諸州の半数においてであれば、住人たちは、ヴィクトリア女王は議会制定法によってではなく、生まれの権利と神の恩寵によって支配しているのだと言うであろう。依然として彼らは、女王は王位に対する神聖なる権利を持っているのであって、制定法による権利などではないと考えているのである。」Bagehot, "Bolingbroke as a Statesman," pp. 49-50. バジレットは、『イギリス国制論』においても、国王を神聖視するような心性を持つ人々として、自らの出身地である「サマセットシャー」の労働者に言及している。The English Constitution, p. 229. 邦訳、九四頁。

- (12) Bagehot, "The History of the Unreformed Parliament and its Lessons," pp. 275-276.
- (13) *Ibid.*, p. 276.
- (14) *Ibid.*, p. 277.
- (15) *Ibid.*, p. 278.
- (16) *Ibid.*, p. 278.
- (17) *Ibid.*, p. 279.
- (18) *Ibid.*, pp. 280-281.

第二節

- (1) Bagehot, *The English Constitution*, p. 206. 邦訳、六七—六八頁。以下、本稿における引用は、訳語の統一を図る等の理由により、すべて拙訳による。
- (2) *Ibid.*, pp. 207-209. 邦訳、六九—七一頁。
- (3) *Ibid.*, p. 262. 邦訳、一三五—一三六頁。
- (4) *Ibid.*, p. 378. 邦訳、二七九頁。
- (5) Bagehot, "Parliamentary Reform," in *The Collected Works of Walter Bagehot*, *The Economist*, vol. 6, 1974, pp. 187-235. なお、この「議会改革」を中心に一八五〇年代のバジレットの諸論文を検討し、上層中産階級を統治者層に加えることが後の『イギリス国制論』においても買われるバジレット政治論の基本戦略であることを示した論考として、次を参照。遠山隆淑「ビジネスとしての政治——ウォルター・バジレットの議会改革論——」、『政治研究』第四九号、二〇〇二年、一五五—一八八頁。
- (6) Bagehot, "Parliamentary Reform," pp. 187-188.
- (7) *Ibid.*, p. 188.
- (8) *Ibid.*, pp. 191-193.

- (9) *Ibid.*, pp. 193-194.
- (10) *Ibid.*, p. 194.
- (11) *Ibid.*, pp. 194-197. 熟練労働者のこうした特徴づけと同様のものが、すでに本稿第一節で見たように、「改革以前の議会の歴史とその教訓」では、一八世紀初頭の農村地域における下層ジェントリと国教会聖職者について行なわれている。
- (12) *Ibid.*, pp. 203-204.
- (13) *Ibid.*, pp. 220-221.
- (14) Bagehot, *The English Constitution*, p. 306. 邦訳、一九四頁。
- (15) したがって、ポール・スマイスのように、この部分における「国民の大多数」・「賢明でない多数者」・「数的多数者」のすべてを一般的に非有権者と解釈することはできないであろう。Cf. Paul Smith, "Introduction," in *The English Constitution*, Cambridge University Press, p. xxi. スミスは、バジヨットが内閣政治は非有権者の信従ばかりでなく有権者の信従にも依拠すると考えている点を適切に指摘しつつも、「賢明でない多数者」が少数者に委任する「支配者を選ぶ自らの権力」について、それはバジヨットが考えている国制では彼ら多数者には与えられていないものだと指摘している。要するに、「賢明でない多数者」を非有権者層と解釈するわけである。しかし、持っていない権力を委任する、というのは奇妙な発想である。やはり、「支配者を選ぶ自らの権力」は、有権者（「数的多数者」）が現に保持しているものと解釈すべきであろう。
- (16) *Ibid.*, p. 378. 邦訳、二七八頁。
- (17) 熟練労働者層は、『イギリス国制論』が執筆された一八六〇年代前半（第二次選挙法改正前）の時点では非有権者であったが、本節で先に示したように、バジヨットは、政治的優位を与えないという条件付きで選挙権を付与すべき層とみなしている。この「最下層階級の人々」・「リスペクタブルでない階級の人々」には含まれていないと考えられる。
- (18) Bagehot, *The English Constitution*, p. 378. 邦訳、二七九頁。
- (19) バジヨットの以上の錯綜した議論によって生じた解釈上の混乱の例として、次を参照。Dennis Kavanagh, "The Deferehtial English: A Comparative Critique," *Government and Opposition*, no. 6, 1971, pp. 333-360. この論文では、貧しい無知な階級が大眾と同一視され、彼らは女王に信従するとともに、「ミドルクラスにも信従していた」(p. 334)とされている。この記述は明らかに、「信従」と「服従」との混同にもとづいている。大眾を非有権者層と見るのであれば、彼らは間接的にミドルクラスに「服従」しているとしても「信従」はしていない。
- (20) 遠山隆淑「ウォルター・バジヨット『イギリス国制論』の政治戦略」では、二系列の信従の契機や態様における相異が強調され、バジヨットによる両者の相異の自覚は「崇敬 (reverence)」と「信従 (deference)」という二つの用語の使い分けにまで反映

していると指摘されている（一三二—一三九頁）。たしかに、君主と最下層階級との間のように、上下の距離が極度に大きいため上位者の存在が神秘化されるような場合に、バジヨットが「崇敬」という語を用いる傾向があることは、この遠山論文の指摘する通りである。しかし同時に、君主に対する崇敬の態度を「信従」と言い換えている箇所があることも見落とせない。この言い換えは、すでに本文でも言及した一節、すなわち、イギリス国民の大半は、自分たちの支配者に対してではなく、何か別のもの（劇場的な見せ物）に信従している（yield a deference）という議論の中で登場している（Bagehot, *The English Constitution*, p. 378. 邦訳、二七九頁）。

(21) Bagehot, *The English Constitution*, p. 391. 邦訳、二九四頁。

(22) *Ibid.*, p. 311. 邦訳、二〇〇頁。

(23) *Ibid.*, p. 381. 邦訳、二八二頁。

(24) *Ibid.*, p. 168. 邦訳、三〇四—三〇五頁。

(25) なお、本稿では詳細に検討する余裕はないが、バジヨットが信従の契機として伝統や習慣に注目している点にも留意が必要であろう。バジヨットは『イギリス国制論』第一章で、劇場的要素が知性に乏しい下層階級の信従を喚起する点を指摘した後に、尊厳的部分が存在しているもう一つの理由として、伝統的習慣（the dull traditional habit of mankind）が最も知的な人間の行動さえも導く契機として作用していることを指摘している。ただし、習慣の実践的効用に関するバジヨットの評価には、積極的なものと消極的なものが並存している。バジヨットは、習慣が尊敬と忠誠を喚起する面では積極的に評価するものの、それが社会の変化に制度を適応させる場合に抵抗要因となる点については消極的に評価している（*Ibid.*, pp. 209-210. 邦訳、七一—七二頁）。信従の主体ではなく信従の対象となるべき政治エリートにおいては、伝統的習慣が過剰に働くとかえって逆効果だというのが、バジヨットの考えであろう。他方、伝統的習慣と劇場的要素が並行して積極的な効果を持つ事例については、別の箇所でも次のように論じられている。「今のところは、少数者は、多数者の理性（reason）ではなく彼らの想像力（imaginations）と彼らの習慣（habits）をつかむことで支配している。多数者が全く知らない遠い事柄については、彼らの空想をつかみ、彼らがよく知っている身近な事柄については、彼らの慣習（customs）をつかむことで支配している」（*Ibid.*, p. 381. 邦訳、二八二頁）。伝統的習慣の効果とその両義性を詳しく取り上げている論考としては次を参照。岩重政敏「国家構造における〈尊厳的部分〉と〈実践的部分〉」（一）——W・バジヨット『英国国家構造論』の基礎カテゴリー——、「福島大学商学論集」第三九巻第四号（一九七一年）、一一六—一六二頁、とくに一一五—一六〇頁を参照。

第三節

- (1) Bagehot, "The History of the Unreformed Parliament, and its Lessons," p. 278. 本稿第二節(一四—一五頁)の引用を参照。
- (2) Bagehot, "Parliamentary Reform," p. 205.
- (3) Bagehot, *The English Constitution*, pp. 381-382. 邦訳「二八二—二八三頁。遠山隆淑「ウォルター・バジヨット『イギリス国制論』の政治戦略」(一六一頁、注(30))によれば、この一節における「力学で不安定な均衡と呼ばれている状態」という表現は、イギリスの寡頭制的支配の現状をそのように批判的に表現した『代議政治論』におけるミルの主張のパロディである。
- (4) Bagehot, *The English Constitution*, p. 298. 邦訳「一八三頁。
- (5) *Ibid.*, p. 299. 邦訳「一八四頁。
- (6) 第二次選挙法改正において主導的役割を果たした政治家は、周知のように、第三次ダービー内閣の蔵相、デイズレーリである。バジヨットは、一八五九年から一八七六年にかけて、デイズレーリの名前をタイトルに掲げた四篇の短い論文を『エコノミスト』誌に発表しているが、そのうちの一篇は、第二次選挙法成立直後のものである。"Why Mr. Disraeli has Succeeded" (1867), in *The Collected Works of Walter Bagehot, The Economist*, vol. 3, 1974, pp. 491-494. この論文でバジヨットは、「改正法案を『デイズレーリの法案』と呼び、その意図について、『デイズレーリ氏は、保守党の支持基盤を自分たちが影響を与えることのできる諸階級よりも下層の階級に置くことによって、ウィッグ党を——可能ならば急進派も——打ち負かすために、つねづね、きわめて低いところにまでおりていくことを望んでいた」と論じている(p. 491)。デイズレーリの成功の原因については、バジヨットは次のように辛口に結論づけている。「誠実さにおけるトーリー党の遅鈍と不誠実さにおけるこのトーリー指導者の敏捷さの結果が何であるのかは、将来が、われわれが現在理解できる以上にうまく知らせてくれるであろう。しかし、その動力がまさに何であるのかは、われわれにもよくわかる。勝利したのは欺瞞それ自体ではなく、時宜にかなった場所での非凡な能力による欺瞞だったのである」(p. 494)。他の三篇でも、デイズレーリに対する評価は一貫して手厳しく、揶揄に込められた党派の対抗心も濃厚であり、このトーリー党指導者はいかがわしい機会主義的政治家として描かれている。また、バジヨットは、これらの論文に先立つて、「政治家としてのポーリングブルック」(一八六三年)で、ポーリングブルックとデイズレーリとの共通点として、両者の機会主義を強調していた。スチュアート家からハノーヴァー家の王朝交替期に議会に登場したポーリングブルックは、バジヨットによれば、「デイズレーリ氏と同様、トーリー党が口のきけない権力の状態にあるのを見出した。また、彼と同様に党の代弁者となり、党の権力を獲得したのである。」「Bolingbroke as a Statesman," p. 49. 当時のトーリー党が、カトリックによる王位継承への警戒感とプロテスタントの王位継承者をドイツに探し求めることへの抵抗感の双方によりイデオロギー的に混迷する中、ポーリングブルックは、スチュアート家に執着する党内外のジャコバイト的感情を利用して政治的にのし上がっていったのであり、トーリー

党のイデオロギー的混迷状態の中で民衆感情におもねながら権力を獲得する機会主義的政治家という点で、デイズレーリと重なるというわけである。ポーリングブルックとデイズレーリの類似点についての同様の指摘は、『イギリス国制論』でも繰り返されている (Bagehot, *The English Constitution*, p. 299. 邦訳、一八四頁)。非熟練労働者への選挙権拡大を禁じ手と見ていたバジヨットが、『イギリス国制論』公刊後、この点に頓着しないデイズレーリによる選挙法改正を目的の当たりにすることによって、機会主義的政治家という印象をいっそう強めたであろうことは容易に想像できるところである。ちなみに、ポーリングブルックとデイズレーリの類似性の強調は、巧妙な攻撃戦術だったと言える。なぜなら、青年時代のデイズレーリ本人にとって、ポーリングブルックは見習うべきヒーローだったからである。 Cf. Benjamin Disraeli, "Vindication of the English Constitution", 1835, in *Whig and Whiggism*, ed. by William Hutcheon, John Murray, 1913, pp. 111-232. 「しかしながら、トリー党——すなわち、イギリス国民——が元来の主権者の復活に対する一切の希望あるいは願望を放棄したとき、ハノーヴァー家の王位継承の確定を自分たちの自由の維持にとって必要不可欠とみなすことを自らに教え込み、修正や抗議なしで自分たちがこれまで反対してきた政治的見解そのものを承認し認容したとき、不都合はいっそう明白となった。政党の名称や標語が時代遅れとなり、旧来の馴染みのある主張に執着することによって実際に行っていること以上に不人気な見解を公言しているように見え、より巧妙な競争相手を有利にさせている、そういう時期があるものである。一般的に見られることであるが、大きな政治的変化と急速な政治的変遷の時代には、政党が自らを再洗礼するのを好都合と知る。こうして、今日では、ウィッグ党は改革党 (Reformers) に、トリー党は保守党 (Conservatives) になったのである。前世紀前半では、トリー党は、最近経験したのと同様の再組織化を必要としていた。必要とされている個人が長い間不足し続けることはないというのが人間事象の本性であるように、私が今取り扱っている時節においても、華々しい時代における傑出した人物が登場したのである。彼は、すぐれた組織化の才能を駆使して、イギリスの党派の混乱し不調和な素材を整理し、それらを明確で体系的な秩序へと変えたのである。これこそ、ポーリングブルックであった。」 (pp. 217-218) 「デイズレーリにとって、ポーリングブルックは近代トリー主義の創始者であり、トリー・デモクラシーという自らの政治的姿勢の原点でもあった。

- (7) Bagehot, *The English Constitution*, p. 169. 邦訳、三〇六—三〇七頁。
- (8) *Ibid.*, p. 174. 邦訳、三一三頁。
- (9) *Ibid.*, p. 170. 邦訳、三〇七頁。
- (10) *Ibid.*, p. 166. 邦訳、三〇二頁。
- (11) *Ibid.*, p. 171. 邦訳、三〇九頁。
- (12) *Ibid.*, pp. 172-173. 邦訳、三二〇—三二二頁。

- (13) *Ibid.*, pp. 173-174. 邦訳' 三二二頁。
- (14) *Ibid.*, pp. 174-175. 邦訳' 三二二—三二三頁。
- (15) Bagehot, "Parliamentary Reform," p. 205.
- (16) Bagehot, *The English Constitution*, p. 173. 邦訳' 三二二頁。
- (17) *Ibid.*, p. 175. 邦訳' 三二四頁。
- (18) *Ibid.*, p. 177. 邦訳' 三二六—三二七頁。
- (19) *Ibid.*, pp. 177-178. 邦訳' 三二七頁。
- (20) 『イギリス国制論』では、実践的メッセージを込めることを前提に、第二次選挙法改正直前の国制における調和的メカニズムの精妙な描写に重点が置かれていた以上、そこで用いられていた理論的枠組をそのまま流用する形では、実際の選挙法改正がもたらした大規模な変化に柔軟かつ即座に対応することは不可避的に困難であったと言うべきであろう。この点を示唆している次の論考を参照。Paul Smith, "Introduction," in *The English Constitution*, p. xxii. ただし、この点にバジヨットが無自覚であったかどうかは別個に問われるべき問題である。

おわり

- (1) Bagehot, "Lord Althorp and the Reform Act of 1832," *The Collected Works of Walter Bagehot*, *The Economist*, 1968, vol. 3, pp. 201-231.
- (2) *Ibid.*, pp. 223-225.
- (3) *Ibid.*, p. 225.
- (4) *Ibid.*, p. 226. なお、ここで言及されている「ヒューム」は、おそら、Joseph Hume (1777-1855) ではないかと推測される。
- (5) *Ibid.*, p. 228.
- (6) *Ibid.*, p. 228.
- (7) 非熟練労働者にまで選挙権が拡大した大衆民主主義において、女王を劇場的要素として活用できると確信し実際に活用したのは、「トーリー・デモクラシー」を標榜したディズレーリであったと言えよう。この点に言及したものとして、Miles Taylor, "Introduction," in *The English Constitution*, Oxford University Press, 2001, p. xxiv を参照。第二次選挙法改正後のバジヨットが上層階級の政治指導とそれを可能とする信従に注目していったことに加えて、ディズレーリに対するバジヨットの低い評価（本稿第三節・注(6)）を考え合わせるならば、バジヨットがディズレーリのこうした路線を『イギリス国制論』における自らの洞察